

# 新市建設計画

～新しい「姫路市」のまちづくり～

姫路地域法定合併協議会  
(姫路市・香寺町・安富町)

姫路市 (平成27年3月変更)

文中の「※」は、巻末に用語説明がついていることを表しています。

# 目 次

I	計画策定の方針	1
II	地域の概況	3
1	1市2町の沿革	3
2	地理的位置	4
3	自然条件	4
4	面積・人口	6
5	就業人口	7
6	交通体系	7
7	市町の概要	9
III	合併の必要性等	10
1	合併の必要性と背景	10
2	合併による効果	12
3	懸念される事項への対応	14
IV	主要指標の見通し	15
1	人口・世帯の見通し	15
2	就業人口の見通し	17
V	まちづくりの基本方針	18
1	新市の将来像	18
2	基本目標	18
3	まちづくりの基本戦略	19
4	新市の都市構造	21
5	地域別整備方針	23
VI	新市の施策	26
1	まちづくりの施策体系	26
2	施策の基本的な方向	27
VII	公共施設の適正配置と整備	49
VIII	財政計画	50
IX	参考資料	55



## I 計画策定の方針

### (1) 計画策定の趣旨

姫路市、香寺町及び安富町は、地域の特色に配慮しつつ、調和と一体性のある発展を図り、中長期的に政令指定都市移行を目指し、市町合併を進めており、この計画は合併に伴う新市の建設を目的とし、姫路地域任意合併協議会で策定した「新市将来構想」、国・県等の上位計画<sup>(注)</sup>及び各市町の総合計画、振興計画を踏まえ、「新市建設計画」を策定するものとします。

なお、計画策定にあたっては、新市の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上、地域の均衡ある発展に資するよう適切に配慮して策定します。

(注)：上位計画として、「全国総合開発計画（近畿圏基本整備計画）」、「21世紀兵庫長期ビジョン」、「西播磨地域ビジョン」における基本的な考え方、姫路地域等の位置づけをこの計画の中に踏まえることとしている。

### (2) 計画策定の指針

- ① 1市2町の合併に伴う地域のまちづくりに関する事業の選定にあたっては、緊急度、重要度、優先度などを十分に検証するものとし、編入される香寺地域、安富地域との一体化のための事業に配慮するものとします。
- ② 地方交付税、国庫補助金、地方債などの適切な活用を努め、合理的で健全な財政運営に裏付けられた計画とします。
- ③ 事業選定にあたっては、ハード事業だけでなくソフト事業にも配慮します。
- ④ 計画の実施を通して、地域住民の生活水準、文化水準等を高める役割を担うものとし、あわせて行政の組織及び運営の合理化を図るものとします。
- ⑤ 公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性やバランス等を考慮し逐次進めるものとします。また、公共施設整備基準を定めるものについては、これに準拠するものとします。

---

### (3) 計画の構成

本計画は、姫路地域任意合併協議会で策定した「新市将来構想」を踏まえ、新市における施策等の具体化を図るため、次に掲げる構成とします。

- I 計画策定の方針
- II 地域の概況
- III 合併の必要性等
- IV 主要指標の見通し
- V まちづくりの基本方針
- VI 新市の施策
- VII 公共施設の適正配置と整備
- VIII 財政計画

### (4) 計画期間

本計画は、合併後の新市の中長期的な見通しのもと、平成 17 年度から平成 32 年度までの合併年度及びこれに続く 15 年間について定めるものとします。

ただし、具体的施策及び財政計画については、合併後 5 年を目途に見直しを行うものとします。

## II 地域の概況

### 1 1市2町の沿革

姫路市は、明治 22 年の市制施行以来、数次にわたって周辺地域を編入して市域を拡大するとともに、昭和 21 年に飾磨市等との合併により、新生姫路市が誕生し、商工業都市として発展してきました。また、平成 8 年 4 月には中核市に移行し、現在では人口 48 万人を擁する播磨地域の中核都市としてゆるぎない地位を築いています。

香寺町は、姫路市の北東部に隣接し、宅地開発により姫路市や阪神方面のベッドタウン化が進み、J R 播但線、国道 312 号沿線に事業所が立地する等、都市化が進展しています。昭和 29 年 2 村が合併し、香寺町となりました。通勤・通学等生活面で姫路市とのつながりは強くなっています。

安富町は、姫路市の北西部に隣接し、国道 29 号と県道三木山崎線の結節点に位置しており、昭和 31 年 2 村が合併し、安富町となりました。就業・買物動向からみて姫路市とのつながりは強くなっています。

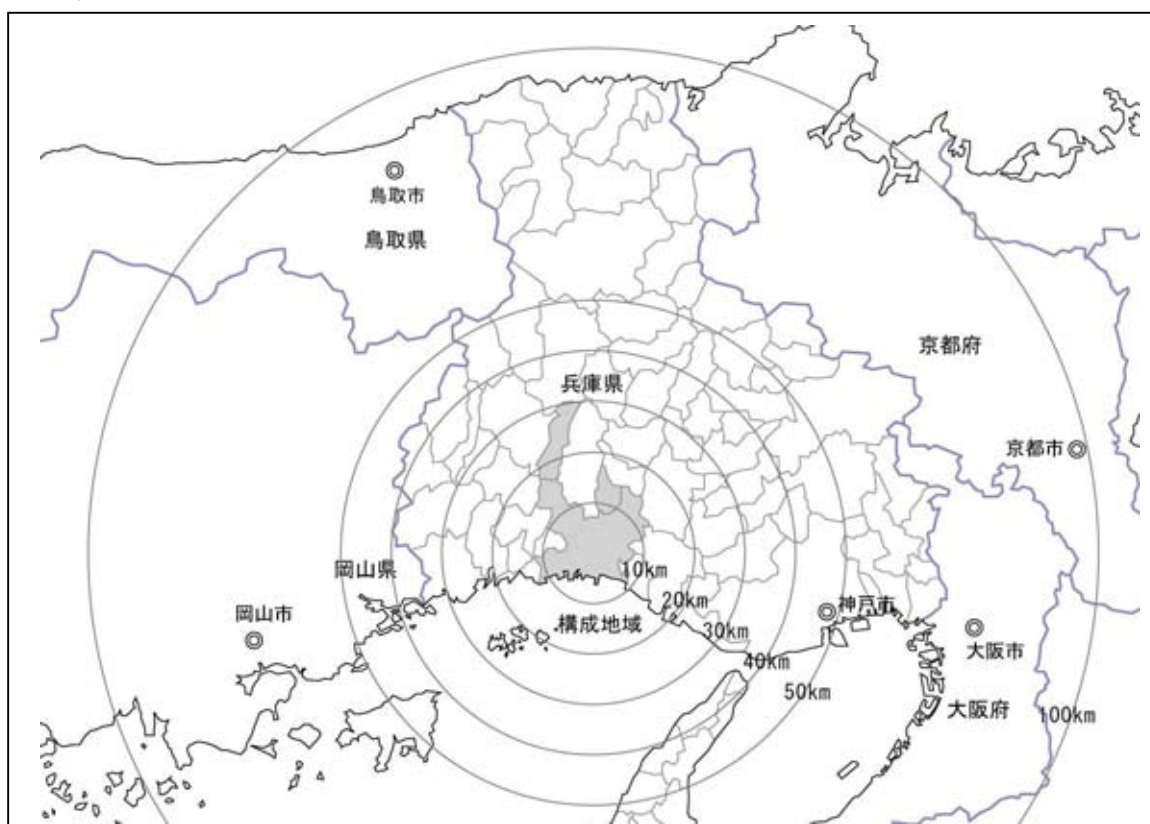
以上の 1 市 2 町は、昭和 58 年に発足した西播磨市町長会に属するとともに、相互に機能と役割を分担しながら、従来から一体の生活圏として調和のとれた地域社会づくりと、西播磨地域の活性化をリードする圏域づくりに取り組んでいます。



## 2 地理的位置

構成市町の圏域は、兵庫県南部のほぼ中央、神戸市まで約 50 km、岡山市まで約 70km の位置にあり、独立した経済文化圏を形成しています。また、鉄道は J R 山陽新幹線、山陽本線、播但線、姫新線及び山陽電鉄、自動車専用道路は山陽自動車道と中国自動車道が東西に、播但連絡道路が南北に走り、兵庫県南西部の広域的な拠点となっています。

図 1 構成市町の位置図



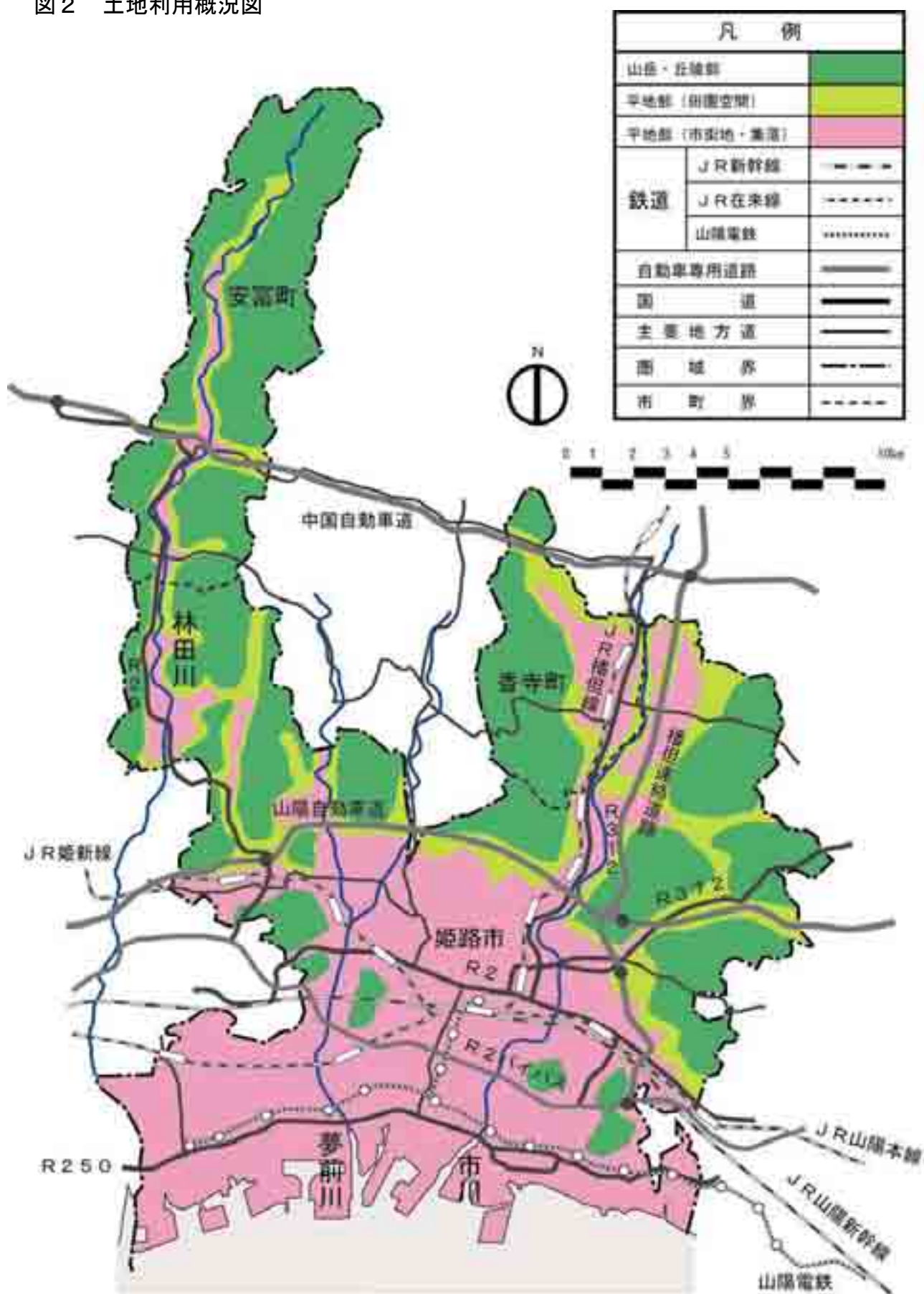
注：図中の距離は中心部より半径の距離

## 3 自然条件

構成市町の地形は、北部から山岳、丘陵、田園、平野で構成され、市街地、工業地が立地し、市川、林田川などの河川により南北方向へのつながりの密接な地域となっています。また、北部の山岳高原地域の雪彦峰山県立自然公園をはじめ、多様な自然資源で構成されており、これらを生かした観光とともに自然豊かな生活環境にも恵まれています。



図2 土地利用概況図



## 4 面積・人口

構成市町の面積は、367.76 k m<sup>2</sup>、人口は平成12年現在、504,039人となっています。人口の増減率を市町別にみると、姫路市と安富町は増加傾向ですが、香寺町は減少傾向にあります。年齢別人口については、年少人口及び生産年齢人口は減少を続け、老年人口は一貫して増加しています。

表1 構成市町の概要

市 町	面積 (平成12年)	人 口		人口増減率 (平成12年)	世帯数 (平成12年)	世帯あたり人員 (平成12年)
		平成7年	平成12年			
姫路市	275.94 k m <sup>2</sup>	470,986人	478,309人	101.6%	169,765世帯	2.82人/世帯
香寺町	31.52 k m <sup>2</sup>	20,221人	19,885人	98.3%	6,211世帯	3.20人/世帯
安富町	60.30 k m <sup>2</sup>	5,567人	5,845人	105.0%	1,762世帯	3.32人/世帯
合 計	367.76 k m <sup>2</sup>	496,774人	504,039人	101.5%	177,738世帯	2.84人/世帯

資料：国勢調査

表2 構成市町の年齢別人口

区分		平成2年		平成7年		平成12年	
姫路市	総人口	454,360人		470,986人		478,309人	
	年少人口(0~14歳)	86,231人	(19.0%)	80,331人	(17.0%)	78,081人	(16.3%)
	生産年齢人口(15~64歳)	316,349人	(69.7%)	328,079人	(69.7%)	325,135人	(68.0%)
	老年人口(65歳~)	51,192人	(11.3%)	62,566人	(13.3%)	75,082人	(15.7%)
	年齢不詳	588人		10人		11人	
香寺町	総人口	19,879人		20,221人		19,885人	
	年少人口(0~14歳)	4,227人	(21.3%)	3,449人	(17.1%)	2,960人	(14.9%)
	生産年齢人口(15~64歳)	13,577人	(68.4%)	14,097人	(69.8%)	13,842人	(69.7%)
	老年人口(65歳~)	2,057人	(10.3%)	2,644人	(13.1%)	3,072人	(15.4%)
	年齢不詳	18人		31人		11人	
安富町	総人口	5,300人		5,567人		5,845人	
	年少人口(0~14歳)	1,131人	(21.3%)	1,078人	(19.4%)	1,013人	(17.3%)
	生産年齢人口(15~64歳)	3,369人	(63.6%)	3,487人	(62.6%)	3,669人	(62.8%)
	老年人口(65歳~)	800人	(15.1%)	1,002人	(18.0%)	1,163人	(19.9%)
	年齢不詳	0人		0人		0人	
合 計	総人口	479,539人		496,774人		504,039人	
	年少人口(0~14歳)	91,589人	(19.1%)	84,858人	(17.1%)	82,054人	(16.3%)
	生産年齢人口(15~64歳)	333,295人	(69.6%)	345,663人	(69.6%)	342,646人	(68.0%)
	老年人口(65歳~)	54,049人	(11.3%)	66,212人	(13.3%)	79,317人	(15.7%)
	年齢不詳	606人		41人		22人	

資料：国勢調査

## 5 就業人口

就業人口は、平成 7 年までは増加で推移していましたが、平成 7 年から平成 12 年の間は減少となり、それに伴い、就業比率も低下しています。

産業別では、全産業とも減少基調にあります。第 3 次産業の構成比は増加を続けており、平成 12 年には 144,446 人（63.2%）となっています。

表 3 産業別就業人口（1市2町の合計）の推移

区 分	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
就業人口	212,354 人	221,388 人	238,804 人	228,639 人
就業率	44.5%	46.2%	48.1%	45.4%
第 1 次産業	5,846 人	3,815 人	3,896 人	2,421 人
構成比	2.7%	1.7%	1.6%	1.0%
第 2 次産業	83,168 人	86,552 人	87,773 人	81,772 人
構成比	39.2%	39.1%	36.8%	35.8%
第 3 次産業	123,340 人	131,021 人	147,135 人	144,446 人
構成比	58.1%	59.2%	61.6%	63.2%

資料：国勢調査

※就業率は総人口における就業人口の割合、産業別の下段は就業人口における産業別就業人口の割合です。  
※分類不能は除いています。

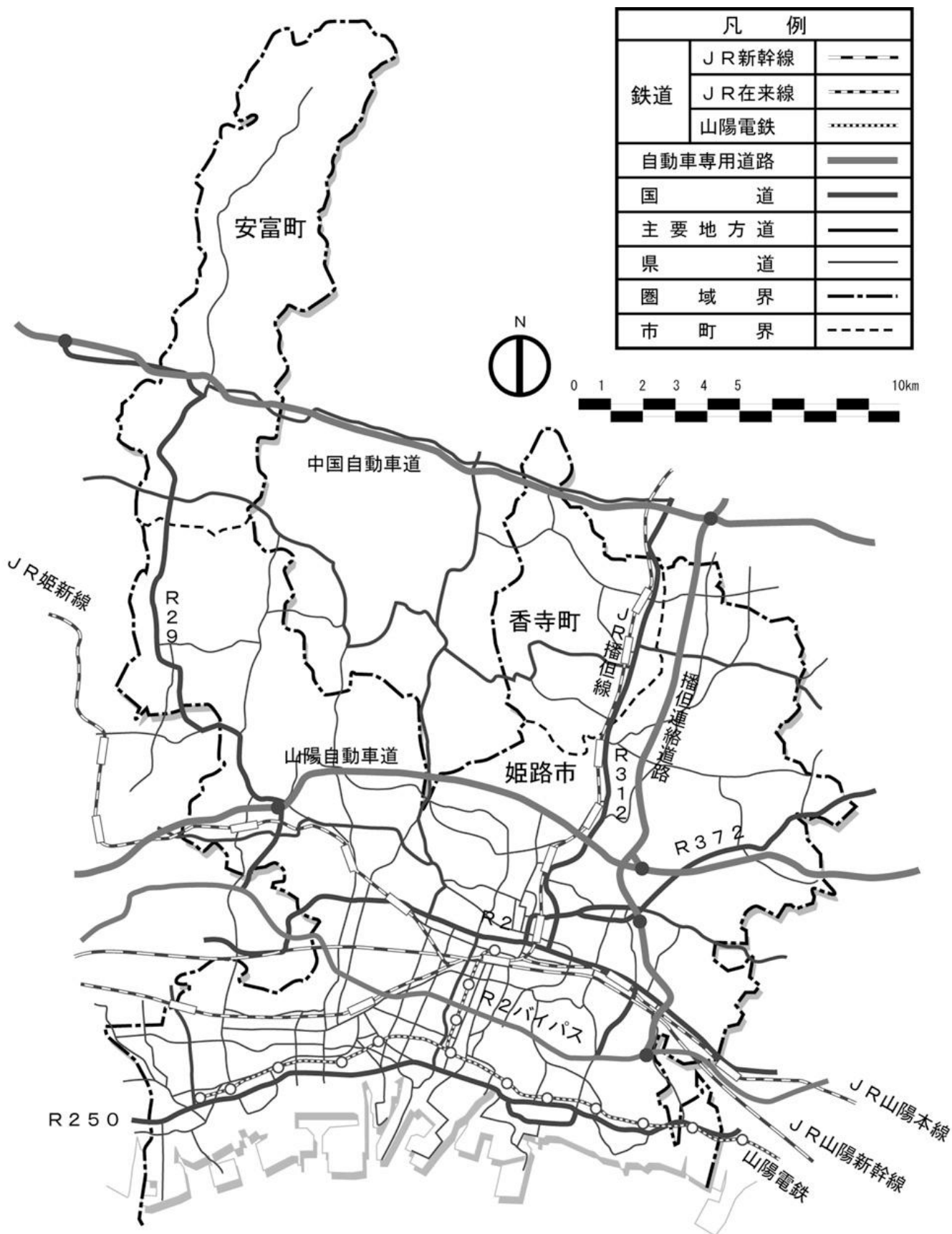
## 6 交通体系

本地域は、山陽自動車道、中国自動車道、播但連絡道路、国道 2 号、同姫路バイパス※、国道 29 号、国道 250 号、国道 312 号、国道 372 号などの国道や主要地方道をはじめ広域幹線道路が整備され、鉄道網は J R 山陽新幹線、山陽本線、播但線、姫新線、山陽電鉄など姫路市を中心としたネットワークが形成され、通勤・通学、買物など生活・文化の幅広い分野で構成市町のつながりも強くなっています。

加えて、本地域は、西日本国土軸上に位置しており、東西軸は、かなり整備が進んでいますが、南北軸については、各地域を結ぶ道路体系の整備が待たれます。

地域の一体性をさらに強化するため、都市計画との整合性を確保しながら、南北幹線道路や環状道路など広域幹線道路整備を促進するとともに、利便性向上に努めるなど、周辺地域との交通ネットワーク機能の強化を図ることが必要となってきます。

图3 交通体系图



## 7 市町の概要

### 【姫路市】

臨海部における鉄鋼・石油・化学などの重化学工業を中心として産業が発展してきましたが、近年、産業の高度化とともに、電気機械などの加工組立型産業が伸びています。地場産業としては、鎖・皮革・ナットなどがあり、製造品出荷額等の総計は、約1兆6,000億円（平成14年）にのぼります。また、商業においても、年間商品販売額は約1兆7,000億円（平成14年）を超えています。一方、西播磨テクノポリスの母都市として、産業・文化・教育機能の整備や産業の高度化・多様化が図られています。

世界文化遺産・姫路城、書写山円教寺などの文化財、姫路セントラルパークなどの集客施設や一年間を通じた多彩な集客イベントなどにより、年間712万人（平成15年度）の集客を誇ります。

### 【香寺町】

南は姫路市に接し、播磨工業地帯の後背地としての宅地開発が進み、JR播但線と国道312号の沿線に食品関係及び弱電関係の事業所ができるなど、地域構造が急激に変化し、農村型から都市型へと様相が変わりつつあります。

歴史的に古くからひらけており、由緒ある寺院神社、史跡が散在しているとともに、日本玩具博物館、香寺民俗資料館や休養センター「香寺荘」（竹取の湯）などの文化・観光施設が立地しています。中でも播磨六山として名高い八徳山八葉寺があり、ここで毎年1月7日に行われる修正会鬼会式は播磨地方で行われる鬼追い行事として最も早く、また、2月22日の溝口太子例祭は播磨一円から多くの参拝者で賑わいます。

### 【安富町】

姫路市の北西部に位置し、播磨工業地帯の後背地として、住宅団地の造成やマンション建設などが行われ、ベッドタウン化が進んでおり、また、中国自動車道、国道29号など交通アクセス\*の良さから多くの優良企業も進出しています。

中央部には林田川が流れ、自然保護と花とホテルの町づくり、特産品の開発など地場産業の育成に努めるとともに、国の重要文化財である古井家住宅（皆河の千年家）をはじめ、県指定史跡の塩野六角古墳、県指定名勝の鹿ヶ壺などのほか、自然に恵まれた天然記念物、名所旧跡が多数あり、水と緑が織りなす自然美が連なったレクリエーションゾーンが形成されています。さらに、グリーンステーション鹿ヶ壺を核とした遊歩道やコテージの整備など、都市住民との交流の場づくりとして、北部開発に力を注いでいます。

### Ⅲ 合併の必要性等

#### 1 合併の必要性と背景

本地域においても、生活圏の広域化や少子高齢社会への移行に伴う行政需要の増大、地方分権の進展などに伴い、簡素で効率的な行政運営の確立やより主体的な行財政運営の推進の必要性など、様々な課題が生じています。

特に、住民にとっては、より質の高いきめ細かな行政サービスの提供や、生活圏に合致した広域的な行政サービスの展開が求められています。

これらの課題を踏まえ、次に掲げる状況に対応した一体的で計画的な行政運営、並びにそのための推進体制及び基盤づくりのために、中長期的に政令指定都市移行を視野に入れた市町合併の必要性が高まっています。

##### (1) 地方分権化の加速と自治能力の向上の必要性

「住民に身近なことは市町村の責任と判断で」との考えのもとに、地方分権が進展しつつあります。国、県から市町村への権限移譲が進み、市町村の事務事業が拡大し、その責任もますます重くなっており、地域の個性を生かした自主的、自立的な施策展開により、地域づくりを推進することが期待されています。そのためには、合併を機に従来からの行政組織を再編し、人的資源の効率的な活用、専門的な知識を持つ職員の育成、配置等に取り組むことにより、市町村における「自己決定・自己責任」に対応できる自治能力・政策立案能力を高めていく必要があります。また、合併後の地域ごとのきめ細かいまちづくりを推進するためのシステムの構築が必要となっています。

##### (2) 生活圏の拡大とともに強まりつつある圏域の関係

本地域は、これまでに幅広い分野で連携した取り組みを進めてきました。

市川、林田川の水系の圏域における南北交通や生活、文化交流に加え、中国自動車道、山陽自動車道、播但連絡道路、姫路バイパス<sup>\*</sup>や国道などの道路整備、JR山陽新幹線、山陽本線、播但線、姫新線や山陽電鉄などの鉄道の利便性向上などにより、住民や来訪者の行動圏の拡大に対応できる環境が整っています。

このように、本地域では、住民の日常生活や経済活動等において、結びつきが強まっており、これまでの取り組みを発展させていくため、今後、一層の連携が必要になってきます。

### (3) 財政基盤の強化・効率化の必要性

近年、景気は回復しているとされるものの、本地域においては地価の下落が続いており、また、少子高齢化の進展の中で、税負担者の減少、行政需要の増加が進み、国や県、市町村の財政状況も極めて厳しい状況に置かれています。

特に、市町村の歳入について、地方交付税や国県支出金、地方債など依存型の財政構造になっている地域が多くなっており、本地域においてもほぼ同様の状況にあります。

一方、国においては、いわゆる三位一体の改革に取り組んでおり、平成14年度より地方交付税の改革に着手し、今後は、総額の削減など現行の地方交付税制度の大幅な見直しも想定されており、また、国庫補助負担金の廃止・縮減や税源移譲を含む税源配分の見直しが進むと、市町村間における税源の偏在から新たな格差が生じる可能性があります。

これからは、国や県への依存を減らしつつ、あらゆる局面で行財政改革に取り組み、財政基盤の強化を図るとともに、効率的な財政運営に努める必要があります。

### (4) 住民ニーズの多様化への対応

景気の低迷による企業の倒産、高度情報社会の進展、地球規模での環境問題の顕在化など社会経済システムが大きく変わりつつあります。同時に、これは地域住民の生活にも影響を及ぼし、地域における基礎的自治体である市町村は、地域社会の変容に対応していくことが求められています。

特に、全国的な傾向として少子高齢化の進展や住民の価値観の多様化・高度化が進んでおり、保健・医療・福祉など住民生活に直結した分野において、これまでにない多様な住民ニーズが発生してきています。

市町村は、今後、地域間競争や都市間競争に勝ち抜き、連携・交流の促進の中で、行財政基盤の強化等に努め、住民組織や民間事業者、NPO<sup>※</sup>等と連携しながら、多様な住民ニーズに応えていくことが重要になります。



---

## 2 合併による効果

市町合併は、これまで1市2町で個々に進めてきたまちづくりを一元化するものであり、また、究極の行政改革ともいわれ、一層、効率的かつ効果的な行財政運営を推進する基盤が確立されるとともに、合併による効果として下記に掲げる事項が期待されます。

### (1) 住民の利便性の向上

利用可能な窓口の増加により、戸籍謄抄本等の発行などの窓口サービスが、住居や勤務地の近くなど多くの場所で利用可能となるほか、利用が制限されていた旧1市2町の公共施設が利用しやすくなるなど、住民の利便性が向上します。

### (2) 行政サービスの高度化・多様化

専門職員の配置や専任の組織を置くことができ、より多様な個性ある行政施策の展開が可能になり、専門的かつ高度な行政サービスの提供が可能になります。また、行財政基盤の強化による行政サービスの充実や安定が図られるとともに、公共的団体の統合や新設が図られ、多様な事業、広域的な事業等の展開が可能になるなど行政サービスの高度化・多様化が図られます。

### (3) 広域的なまちづくりの推進

広域的な視点に立って、道路や公共施設の整備、土地利用、地域の個性を生かしたゾーニング\*など、まちづくりをより効果的に実施することが可能になります。また、環境問題や水資源問題、観光振興など、広域的な調整、取り組み等を必要とする施策が有効に展開できるようになります。特に、本地域は、広域的な交通の結節点に位置しており、高速交通体系などを生かしたまちづくりにより、地域の発展が期待されます。

### (4) 重点的な投資による基盤整備の推進

重点的な投資が可能となり、地域の中核となるグレードの高い施設の整備、大規模な投資を必要とするプロジェクトの実施や、周辺部での重点的な基盤整備が可能となります。



**(5) 行財政の効率化**

総務、企画等の管理部門の効率化が図られ、サービス提供や事業実施を担当する部門等を手厚くするとともに、各市町に置かれている委員会や審議会の委員、事務局職員などの総数が減少し、経費の節減が図れます。また、広域的観点からスポーツ施設、文化施設等の公共施設が効率的に配置され、狭い地域で類似施設の重複がなくなるなど行財政の効率化が図られます。

**(6) 播磨の中核都市としてのイメージアップと躍進**

生活圏、経済圏等が既に一体化しつつある播磨地域の中核都市として、一層の機能向上による飛躍が期待されるとともに、合併により活力が増し、様々な権限移譲が進められる中で、中核市からさらなるステップアップとして、中長期的に政令指定都市移行を目指し、中枢的機能と風格をあわせ持つ都市へと発展していくことが期待されます。

また、50万人都市の誕生により、地域における存在感や中核都市としての活力・イメージが向上し、重点プロジェクトや企業の誘致・拡充により、地域経済の活性化や雇用機会の増加が期待されます。

### 3 懸念される事項への対応

合併により生じる問題点、課題や懸念される事柄を整理し、それに対応する方法、手段などについて、合併協議の中で十分協議し、対応策を講じるなど解決に向けて取り組み、地域核を中心とし行政と地域の住民・コミュニティ\*が一体となり、協働、連携して新しい都市経営を積極的に行うことができる組織や、体制づくりを確立することが必要です。

#### (1) 行政サービスの確保

行政サービスのきめ細かさが失われるなど、行政サービスが低下するのではという懸念がありますが、行政サービスについては、現状の水準を確保することを基本とします。旧町の役場を地域事務所として生かし、情報基盤を活用しながら、窓口サービスをはじめとする住民サービスの維持・向上や、地域住民の様々な活動に対する支援を継続的に実施していくことが必要です。

#### (2) 住民意向の反映

住民の声が届きにくくなるのではという懸念については、住民の意向を踏まえつつ広域的・総合的なまちづくり計画を策定するとともに、地域の声が届きやすい組織や体制づくりを確立することが必要です。

#### (3) 周辺部に配慮したまちづくり

中心部だけがよくなって、周辺部はさびれるのではという懸念については、合併による新市の一体性の確保と、均衡ある発展を図るためのまちづくり計画を策定し、周辺部のことにも十分配慮したまちづくりを進めることが必要です。

#### (4) 地域の個性や伝統文化の尊重

地域への愛着心、ふるさと意識が失われるのではという懸念については、地域の個性、住民活動や伝統文化を生かしたまちづくりを進めるとともに、播磨地域としての住民生活や歴史文化などに共通点があり、合併を機会にその一体化が図られ、新たな個性やコミュニケーションが生まれ、地域への愛着心やふるさと意識を育むことが必要です。

## IV 主要指標の見通し

### 1 人口・世帯の見通し

平成 27 年（2015 年）の新市の人口は 51 万人、世帯数は 19 万 6 千世帯と想定されます。

人口は期間中、50 万人規模を維持し、都市づくりにおいては、人口構造に留意しながら、「50 万人規模の活力ある播磨の中核都市」を基本に施策の展開を図ります。

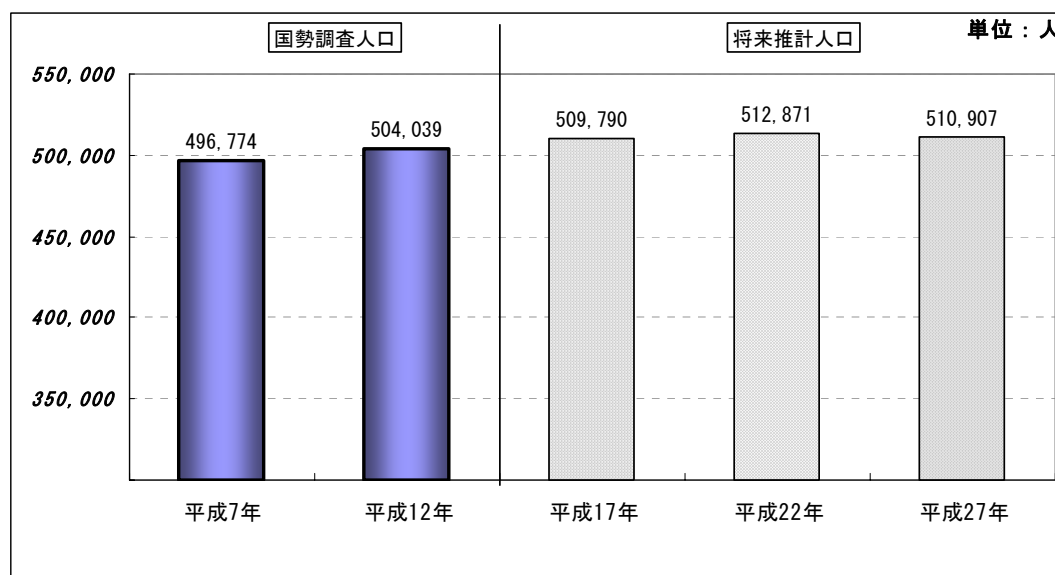
#### (1) 総人口の見通し

平成 7 年と平成 12 年の国勢調査における年齢階層別の人口の伸び率を用い、今後の人口増減を年齢階層別に単純推計しました。1 市 2 町の人口は、推計によると平成 22 年に 512,871 人となり、平成 27 年以降は減少すると予測されます。

表 4 将来推計人口（平成 7 年から平成 12 年の推移による推計）

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
人口の見通し	496,774 人	504,039 人	509,790 人	512,871 人	510,907 人
	国勢調査人口		将来推計人口		

図 4 将来推計人口（平成 7 年から平成 12 年の推移による推計）



資料：国勢調査

## (2) 年齢別人口・世帯数の見通し

年齢別人口は、年少人口（0～14歳）は横ばい、生産年齢人口（15～64歳）は減少、老年人口（65歳以上）は増加する見通しです。とりわけ、老年人口の比率は平成22年に20%を超え、平成27年には23.4%になると予測されます。

1世帯あたりの人員は、減少傾向にあり、核家族化等の傾向が続くことが予想され、2.6人程度となる見通しです。

表5 人口・世帯数の見通し

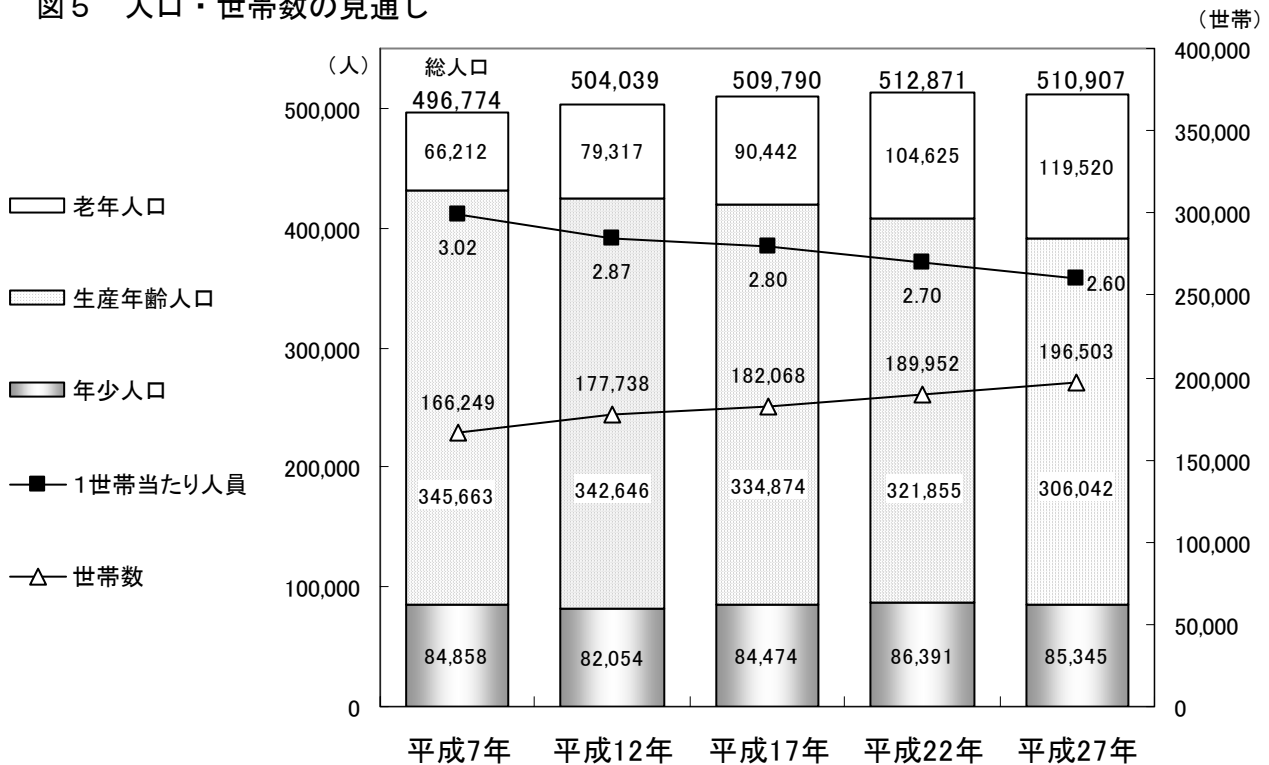
区分	実績		見通し		
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	496,774人	504,039人	509,790人	512,871人	510,907人
年少人口	84,858人	82,054人	84,474人	86,391人	85,345人
0～14歳人口	(17.1%)	(16.3%)	(16.6%)	(16.8%)	(16.7%)
生産年齢人口	345,663人	342,646人	334,874人	321,855人	306,042人
15～64歳人口	(69.6%)	(68.0%)	(65.7%)	(62.8%)	(59.9%)
老年人口	66,212人	79,317人	90,442人	104,625人	119,520人
65歳～人口	(13.3%)	(15.7%)	(17.7%)	(20.4%)	(23.4%)
世帯数	166,249世帯	177,738世帯	182,068世帯	189,952世帯	196,503世帯
1世帯あたり人員	2.99人	2.84人	2.80人	2.70人	2.60人

資料：国勢調査

※ 総人口及び年齢3区分人口は人口推計結果より

※ 実績には年齢不詳が含まれるため、3区分人口の合計と総人口があわない場合があります。

図5 人口・世帯数の見通し



資料：国勢調査

## 2 就業人口の見通し

就業人口は、平成2年から平成12年の間のトレンド<sup>※</sup>及び生産年齢人口の予測から見通すと、横ばいから微増の傾向が続くと予想されます。

第1次と第2次産業の比率は減少を続け、第3次産業の比率は増加していくと予想されます。

表6 就業人口の見通し

区 分	実績		見通し		
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
就業人口	238,804人	228,639人	236,900人	240,500人	244,100人
就業率	(48.1%)	(45.4%)	(46.5%)	(46.9%)	(47.8%)
第1次産業	3,896人 (1.6%)	2,421人 (1.0%)	2,000人 (0.8%)	1,300人 (0.5%)	600人 (0.2%)
第2次産業	87,773人 (36.8%)	81,772人 (35.8%)	80,500人 (34.0%)	78,200人 (32.5%)	75,800人 (31.1%)
第3次産業	147,135人 (61.6%)	144,446人 (63.2%)	154,400人 (65.2%)	161,000人 (67.0%)	167,700人 (68.7%)

資料：国勢調査

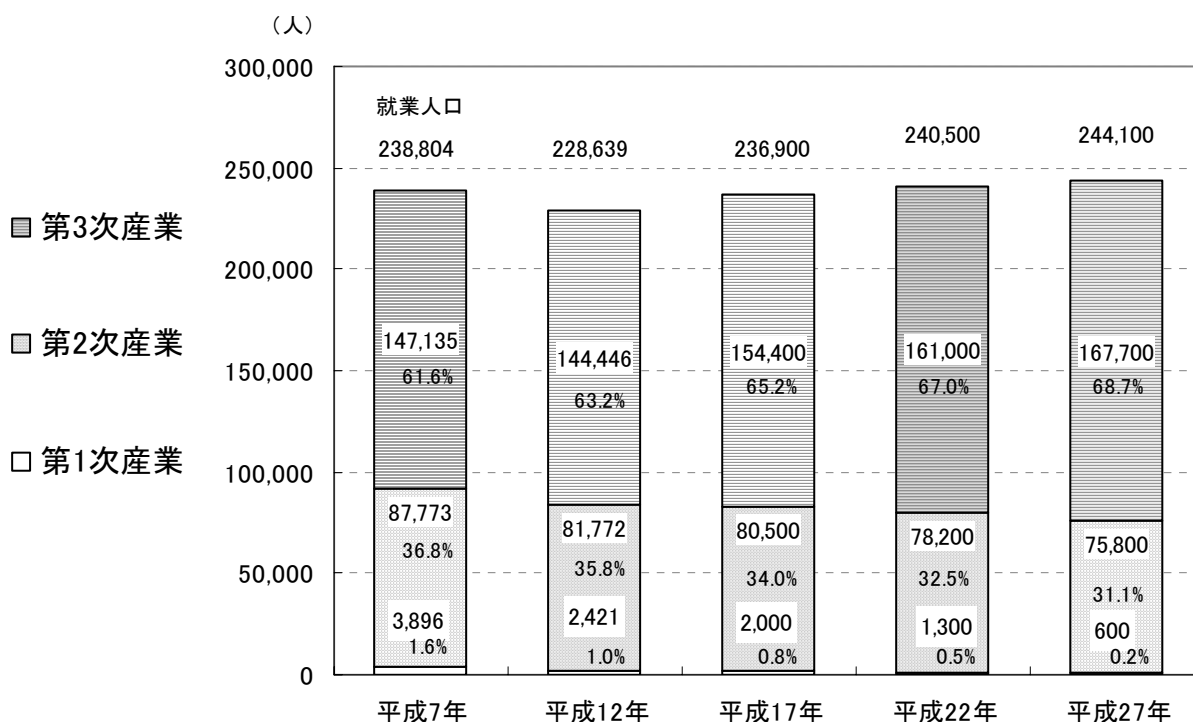
※就業率は総人口における就業人口の割合、産業別の下段は就業人口における産業別就業人口の割合です。

※就業人口は第1次、第2次、第3次の就業人口のみとし、分類不能を除いています。

※平成7年と平成12年は国勢調査の数値を使用しています。

※見通しは、平成2年から平成12年の間の比率をトレンド<sup>※</sup>し、さらに生産年齢人口の予測から推計したものです。

図6 就業人口の見通し



資料：国勢調査

## V まちづくりの基本方針

### 1 新市の将来像

新市の将来像を、次のように設定します。

## 新市の将来像

# 躍進を続ける播磨の中核都市

人口・市域の拡大と多様な地域資源を擁し、都市としての発展可能性を生かし、中長期的に政令指定都市移行を視野に、躍進を続ける「播磨の中核都市」を目指します。

# 心かよう交流の都市（まち）

市民相互・市民と行政のパートナーシップのもとに、世代間、地域間の交流を大切にする市民が主役の心かよう交流の都市（まち）を目指します。

### 2 基本目標

この将来像を実現し、本地域が抱えている課題に対応する方向として、次の7つの基本目標を設定し、総合的、体系的に推進していきます。

- 1 快適で魅力あるまちづくり
- 2 健やかで安心して暮らせるまちづくり
- 3 未来を担い文化を育むまちづくり
- 4 産業の振興と活力あふれるまちづくり
- 5 山・川・海を生かした豊かなまちづくり
- 6 連携と交流の輪が広がるまちづくり
- 7 信頼の都市経営の確立

### 3 まちづくりの基本戦略

新市のまちづくりにあたっては、市町合併により1市2町が単に1つになるのではなく、従来の各市町が持っているポテンシャル<sup>※</sup>をさらに飛躍・発展させることが重要です。

人口約51万人を擁し、地方自治法上の政令指定都市の人口要件を満たすとともに、中長期的に政令指定都市移行を目指し、本市がさらに飛躍・発展することにより、市民の誰もが、幸せと生きがいを共有し、住んで良かった、これからも住み続けたいと実感できる魅力と活力ある新姫路市を築くこととします。このため、次の4つの基本戦略を掲げ、施策の積極的な展開を図ります。

#### (1) 播磨の中核都市・姫路のさらなる発展

播磨の中核都市として、また、西播磨テクノポリスの母都市として、中長期的に政令指定都市移行を視野に入れ、国内外との交流機能をはじめとする高次都市機能をさらに充実させるとともに、都市構造において、都市核、都市軸とゾーンを体系的に整備し、都心部と周辺部の役割分担のもとに、圏域をリードする播磨の中核都市としてさらなる発展を図ります。

あわせて、都市発展の鍵となる産業の活性化を図るため、産業構造の再構築、サービス産業の振興や農林漁業の付加価値化、新産業の育成など産業の振興に最優先で取り組みます。

#### (2) 新市の一体性の速やかな確立

市町合併により市域が拡大することに対して、住民サービスの向上、利便性の向上を図るためには、幹線道路の整備や公共交通の確保など、道路ネットワークと交通体系の整備が重要となります。あわせて、市役所や支所などについて、情報ネットワークを構築することにより、的確な行政サービスの提供を図るなど、新市の一体性の速やかな確立を図ります。

### **(3) 均衡と調和ある都市発展**

新市域は、北部から森林・丘陵居住ゾーン、田園居住ゾーン、市街地居住ゾーンから構成されており（P25 図7参照）、各地域の特性を生かすとともに、全体として均衡と調和ある発展を図るため、秩序ある土地利用の促進及び都市機能の充実を図る土地利用計画を策定し、新市の健全な発展と活性化を図ります。

あわせて、ゾーン区分、各地域を結ぶ都市軸、中心核と地域核の設定による、多核分散型・交流ネットワークの都市構造により、均衡と調和ある都市発展を図ります。また、周辺部における都市・生活基盤の整備を進め、全市的な都市機能の向上を目指します。

### **(4) 地域資源の有効活用による活性化**

新市には、従来の資源に加え、丘陵・森林や温泉などの自然資源や新たな歴史・文化資源など多様な資源が加わり、これらを有効に活用することにより、新たな観光ルートやレクリエーション拠点の設定、都市と中山間地域の多様な交流の促進、新たな地域産業の創出を図ることが重要となります。

さらに、各地域の祭りや市民主体のイベントなど、市民活動の高揚や公共施設の有効活用を図るとともに、人的ネットワークの支援により、市民の交流と利便性の向上を図ります。



## 4 新市の都市構造

### (1) 都市軸

地域を貫く交通機能等で新市内や周辺都市等との連携や交流などの機能を持つ、広域連携軸と地域連携軸の都市軸を設定します。

#### [広域連携軸]

新市と周辺地域における広域連携を図るため、阪神圏や中国地方、但馬地域等をつなぐ東西及び南北の道路や鉄道等の都市機能を中心とした広域連携軸を設定し、新市内外における広域的な連携交流の強化を図ります。

#### [地域連携軸]

新市の各地域内の交流連携を図るため、市川、林田川の流域、主要地方道など水と緑が豊かな自然環境を生かした、人と自然が共生する地域連携軸を設定し、「地域」と「人」の連携交流の強化を図ります。

### (2) ゾーン

土地利用を総合的かつ適切に進めていくため、地域の土地利用特性をもとに、以下のゾーンを設定します。

#### [森林・丘陵居住ゾーン]

林田川上流地域を森林・丘陵居住ゾーンと位置づけます。本ゾーンでは、森林や農地等の保全を図り、快適に生活できる田園居住地の形成を進めるとともに、自然資源や歴史資源を生かした自然体験型レクリエーションゾーンとしての活用を進めます。

#### [市街地居住ゾーン]

中央部に広がる市街地や臨海部における住宅地や工業地等を市街地居住ゾーンと位置づけます。本ゾーンでは、都心部や地域の拠点において、交通機能や商業・業務機能等の整備を進めるとともに、臨海部においては、既存の工場・事業所など産業集積を生かし、活力ある利便性の高い環境づくりと快適な居住環境の形成を図ります。

#### [田園居住ゾーン]

郊外の平野部に広がる市街地や住宅地を田園居住ゾーンと位置づけます。本ゾーンでは、農地の持つ多面的な機能を活用するとともに、都心へのアクセス※機能等の整備を進め、利便性の高い環境づくりとゆとりのある居住環境の形成を図ります。

### (3) 都市核

新市における都市機能の役割分担と充実を図るため、行政や市民活動の拠点として、諸機能が集積する地区を都市核とし、役割分担に応じ中心核、地域核及び地域振興拠点を設定します。

#### [中心核]

JR姫路駅南北周辺の市街地を中心核と位置づけます。新市の中心として文化的魅力を持った風格のある拠点づくりを進めるとともに、播磨地域の社会経済活動の核として、広域交通網、広域商業、業務機能など高次都市機能の充実を図ります。

#### [地域核]

香寺町、安富町の旧役場周辺を文化・コミュニティなどの幅広い住民活動の拠点となる地域核と位置づけます。各地域の歴史など、特色を生かした魅力づくりを進めるとともに、交通体系、地域商業等の都市機能の充実を図ります。

#### [地域振興拠点]

各市町において、文化・観光・レクリエーション機能等の充実を図るため、地域振興に取り組んでいる地域を地域振興拠点と位置づけます。

## 5 地域別整備方針

新市域では、都市構造に示された都市軸、ゾーン、都市核により、一体性の確立と多核分散型ネットワークの形成を図ります。また、各地域の整備にあたっては、新市域における格差の是正、均衡ある整備に留意するとともに、各地域の特性を踏まえ、全体としての役割分担を明確にします。

### 姫路地域

播磨の中核都市としての役割を果たすため、高次都市機能を備えた活力と魅力が増していく都市づくりを進めます。

このため、中心核、地域核、地域振興拠点における都市機能の向上を図るとともに、周辺部との連結を強化するため、広域幹線道路の整備や公共交通機関の充実など交通利便性の向上を図ります。

また、臨海部を含む市街地においては、生活基盤の整備を進めるとともに、産業・経済の振興により、都市の活力と雇用の場を創出していきます。さらに、市民が主役となって、姫路のまちを舞台に、世代間・地域間の交流が活発に行われる都市づくりを進めます。

### 香寺地域

広域連携軸、地域連携軸上に位置する立地特性を生かし、姫路市北東部の拠点としての振興を図ります。

また、地域に残る農地の多面的な活用を進めるとともに、良好な田園居住地域としての場の提供を進め、歴史・文化・観光資源の活用と地域の人材などを活用できる産業の育成を図ります。

さらに、旧町と都心部を結ぶアクセス<sup>※</sup>道路の拡充、公共交通機関の充実により交通利便性の向上に努めるとともに、緑に包まれた良好な住宅地としてアメニティ<sup>※</sup>の高い生活環境の整備を進めます。

## 安富地域

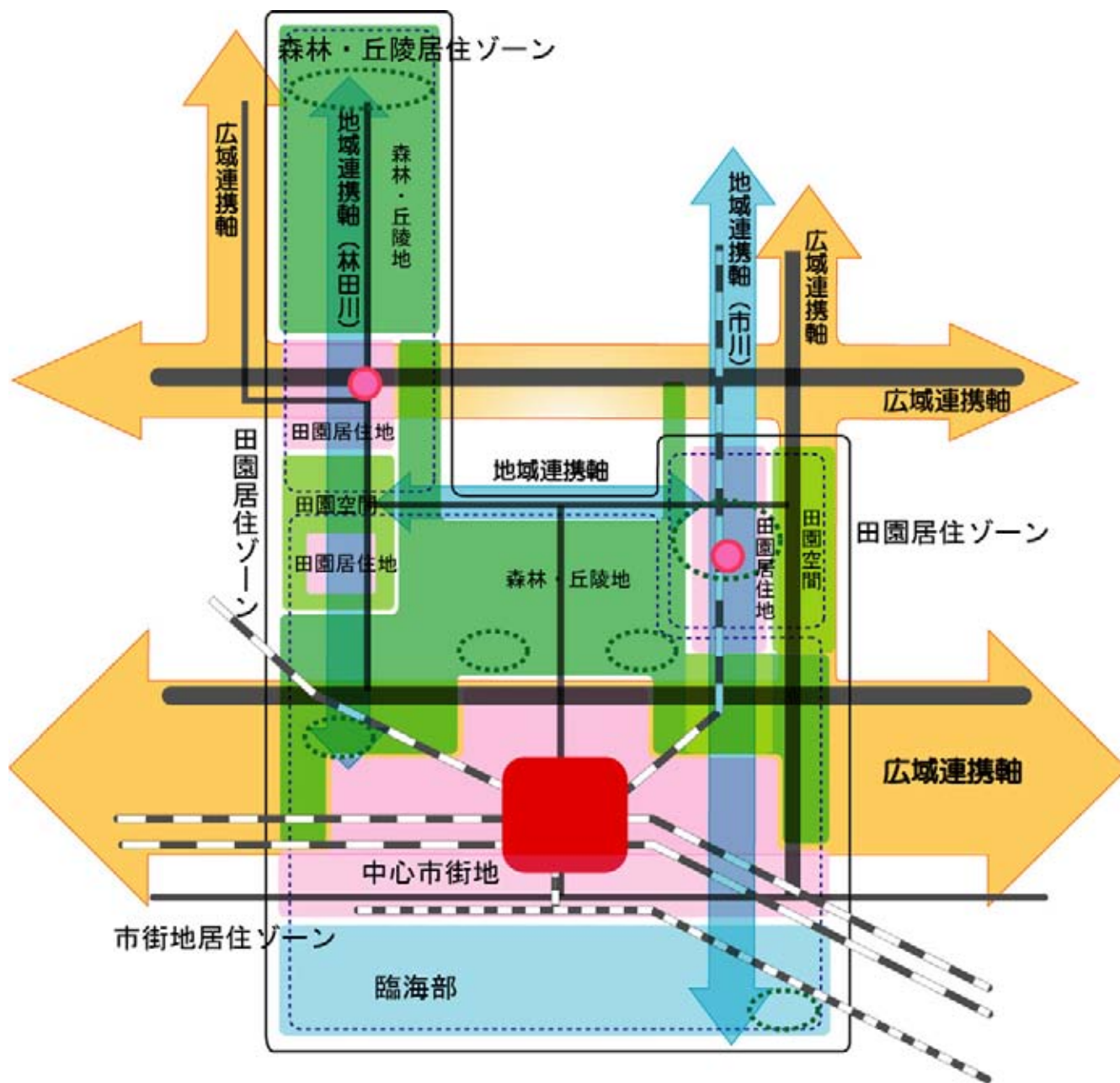
緑に包まれた良好な郊外住宅地として、アメニティ<sup>※</sup>の高い生活環境の整備を進めるとともに、安全で安心して暮らせる活気があるまちづくりを進めます。

また、森林・丘陵部の豊かな自然環境を生かした体験学習ができる拠点ゾーンの整備と、特産品の開発を進めるとともに産業育成を図りつつ、体験・滞在型のレクリエーション開発も促進します。

さらに、旧町と都心部を結ぶアクセス<sup>※</sup>道路の拡充、公共交通機関の充実により交通利便性の向上に努めます。

図 7

新市の都市構造



凡 例			
森林・丘陵居住ゾーン		市街地居住ゾーン	
森林・丘陵地	■	中心市街地	■
田園居住地	■	臨海部	■
田園居住ゾーン		中心核	■
田園空間	■	地域核	●
田園居住地	■	地域振興拠点	○

## VI 新市の施策

### 1 まちづくりの施策体系

新市の将来像と7つの基本目標を達成するため、以下に掲げるまちづくりの施策体系を柱とし、総合的・体系的に施策を推進します。

#### 【まちづくりの施策体系】

1 快適で魅力あるまちづくり	① 機能的な都市構造の構築 ② 交通ネットワークの構築 ③ 快適な都市基盤の整備 ④ 魅力ある都市空間の創出
2 健やかで安心して暮らせるまちづくり	① みんなにやさしい地域づくり ② あたたかい福祉の向上 ③ 生涯現役の健康づくり ④ 安全・安心のまちづくり
3 未来を担い文化を育むまちづくり	① 生涯学習の充実 ② 学校教育等の充実とスポーツの振興 ③ 歴史と地域文化の継承と高揚 ④ 人権尊重のまちづくり
4 産業の振興と活力あふれるまちづくり	① 産業・経済のさらなる振興 ② 明日を拓く新産業の創出と育成 ③ 自然と歴史を生かした観光・交流型産業の創出 ④ 活力ある都心の形成と拠点の整備 ⑤ 総合的な交通体系の構築
5 山・川・海を生かした豊かなまちづくり	① 自然環境の保全と総合的な整備 ② 自然を生かしたレクリエーション・交流の場づくり ③ 環境と共生するまちづくり
6 連携と交流の輪が広がるまちづくり	① 国際交流・友好交流の推進 ② 広域連携と交流の推進 ③ 地域の賑わいの創出 ④ 市民参画の推進と活動の支援
7 信頼の都市経営の確立	① 地方分権の推進 ② 行政運営の効率化と活性化 ③ 健全な財政運営 ④ 公共施設の的確な管理運営 ⑤ 自立的運営保障の仕組みづくり

## 2 施策の基本的な方向

### (1) 快適で魅力あるまちづくり

#### ① 機能的な都市構造の構築

機能的でゆとりと均衡あるまちづくりを推進するため、新市の地勢及び土地利用、交通体系と拠点等を踏まえ、中長期的な視点に基づいた、ゾーン、都市軸、都市核、地域振興拠点の設定による都市構造を構築するとともに、将来を見通し、新市の発展に寄与する土地利用計画を策定します。

- 新市の都市構造として設定したゾーンごとの土地利用の明確化と整備の方向を示し、自然環境との調和を図りつつ、将来に向けて土地の有効利用や高度利用を促す等、適正な土地利用を誘導します。
- 中心核や地域核、地域振興拠点の設定により、目的に応じた拠点機能の充実を図り、各地域の特色ある発展と市域の均衡ある発展を図ります。
- 機能的な都市発展の骨格となる都市軸の形成と、新市の一体性の速やかな確立を促進する地域連携軸の機能向上に努めます。
- 都市計画区域の指定について、地域住民の意向を十分踏まえるとともに、計画的なまちづくりや市街地の進展に応じ、市街化区域、市街化調整区域及び用途地域等についての見直しを行います。

#### ② 交通ネットワークの構築

市町合併による市域の拡大に対し、市域内の円滑な交通を確保するためには、既存の高速道路、幹線道路、鉄道を活用するとともに、全市を縦貫する幹線道路の構築を視野に入れ、旧町と都心部及び旧町間を結ぶ幹線道路の整備を積極的に推進します。とりわけ、北部地域では南北軸の整備が遅れ、慢性的な交通渋滞など住民の日常生活に支障をきたしていることから、広域的な幹線道路へのアクセス<sup>\*</sup>の確保をはじめ、通過交通の適切な誘導や都心部への流入交通の円滑化に向けた取り組みを進めます。あわせて、利便性の向上と、住民に身近な生活道路の整備を図り、新市における交通ネットワークの構築を図ります。

- 地域間や隣接地域との交流機能を高めるため、広域交通に対応した国土開発幹線自動車道の建設促進や播磨臨海部を連絡する高規格道路<sup>\*</sup>網構想の推進を図ります。

- 
- 新市の均衡ある発展と都市防災の視点到配慮しながら、旧町と都心部との時間距離の短縮とアクセス\*の向上を図るとともに、旧町間の連携を高めるため、道路の拡幅整備や交差点改良など、安全性と新市域内の交通利便性を重視した国道や県道の改良整備を促進します。
  - 通過交通の適切な誘導、流出入交通の円滑化と適正な市街地の形成を図るため、都市計画道路など幹線道路の体系的、計画的な整備を推進します。
  - 生活道路については、幹線道路や生活拠点施設との連絡に配慮し、安全で快適な生活空間の確保のため、地域の実情にあわせた道路の整備・改良を推進します。

### ③ 快適な都市基盤の整備

市民が快適に暮らすことができ、均衡あるまちづくりを進めるため、住宅・宅地の整備、上下水道の整備、公園緑地の整備や土地区画整理による市街地整備を進め、快適な都市基盤の整備を図ります。

- 公営住宅については、防災性や居住水準の向上を図るとともに、少子高齢社会への対応などに配慮し、適切な公営住宅ストック\*の確保に努めます。老朽化した公営住宅については計画的な整備、改修を進めます。民間による宅地開発については、良質な宅地を供給できるよう指導に努めます。
- 上水道については、ライフライン\*機能強化の視点から普及率 100%達成を目指し、計画的な水道施設の整備、水質管理の強化を図り、より安定した供給体制の確立を図ります。また、水環境の保全や節水に対する啓発など様々な水道事業のPRを推進し、より一層の市民サービスの向上を図ります。
- 下水道については普及率 100%達成を目指し、市街地整備事業との整合を図りながら整備を推進します。また、処理場、ポンプ場の増設、新設など計画的な事業推進と水洗化の促進に向けた啓発、指導など適正な維持管理を行い、衛生的で快適な生活環境の形成に努めます。
- 生活に身近な場所での市民のふれあいやコミュニティ\*形成の場として、地域バランスに配慮しながら、利用者の視点に立って公園・広場等の整備を推進します。また、日常的なレクリエーション活動の拠点、災害時の避難場所となる公園として整備充実を図ります。
- 一級・二級河川については、都市水害の発生防止のため、国・県に対し改修の協力をを行うとともに、都市基盤河川としての整備を図ります。また、準用河川及び普通河川について改修整備を推進するとともに、浸水被害軽減のための施設整備、河川環境整備を進めます。



○密集市街地など住環境の改善を必要とする地区においては、生活道路や公園、広場などを整備し、ゆとりと潤いのある居住環境の形成を図ります。

#### ④ 魅力ある都市空間の創出

魅力ある新市のまちづくりを進めるため、従来から取り組んでいる都市景観の創出・保全に取り組むとともに、新たに市となった地域の特性を生かし、魅力ある都市空間の創出を図ります。あわせて、身近な景観形成や景観に対する意識の高揚により、市民参加の景観形成に取り組みます。

○市民の緑化に対する意識の高揚を図るとともに、市民の自主的、自発的な緑化活動を支援するなど市民の緑化活動の推進を図ります。また、公共施設の積極的な緑化や緑化モデル地区、花の名所づくりなどを進めるとともに、旧町の町花、町木は、それぞれの地区の推奨の花、木として伝承し、全市緑化を一層推進します。

○都市景観形成地区の指定や都市景観形成の基準などに基づき建築物等の誘導、潤いある豊かな親水空間の創出を図るほか、公共空間の整備においては、オープンスペース\*を確保、デザインや素材などに配慮した整備に努めます。歴史的な町並みの保全や歴史的文化的価値のある建築物を保存、復元し、歴史的景観の保全を図ります。

○姫路城周辺地区においては、新たな景観形成施策の検討を進めるほか、快適な歩行空間の確保、道路の修景緑化等にも配慮した魅力あるまちづくりを進めます。

○市民の一人ひとりの創意と工夫を生かした活動を支援し、身近な景観形成の取り組みを推進します。また、都市景観に関連するシンポジウムやイベントを開催するなど啓発活動を積極的に展開し、市民、事業者の意識の高揚を図ります。

【主要施策】市事業

施策名	事業名
① 機能的な都市構造の構築	○都市計画区域指定見直し業務 ○都市計画施設見直し業務
② 交通ネットワークの構築	○道路新設改良事業 幹線道路整備事業 生活道路整備事業 ○道路維持、修繕事業 橋りょう耐震化事業 道路防災事業 道路維持、修繕事業
③ 快適な都市基盤の整備	○上水道の安定供給事業 浄水場の整備 配水管の整備 配水池の整備 水源用井戸整備 ○下水道の整備事業 ○土地区画整理事業 ○河川改修事業
④ 魅力ある都市空間の創出	○緑化の推進 ○景観形成事業の推進

【主要施策】県事業

施策名	事業名
② 交通ネットワークの構築	○国道整備事業、県道整備事業 （一般国道2号、一般国道250号、一般国道312号、主要地方道山崎香寺線、一般県道大柳仁豊野線、一般県道石倉太子線、一般県道久畑香呂線など）
③ 快適な都市基盤の整備	○河川改修事業 （市川、船場川、野田川、水尾川、林田川など）

## (2) 健やかで安心して暮らせるまちづくり

### ① みんなにやさしい地域づくり

地域福祉の充実、保健・医療・福祉のネットワークの充実、バリアフリー<sup>\*</sup>、ユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>のまちづくりを進め、すべての人にやさしいまちづくりを目指します。

- 福祉団体の活動や様々な市民活動への支援など、地域福祉活動の推進やホームヘルパー<sup>\*</sup>、福祉ボランティアなどの人材の養成・確保を行います。また、市民が地域で総合的に福祉サービスを利用できる体制を推進します。
- 保健センター・保健福祉サービスセンターを拠点に、地域コミュニティ<sup>\*</sup>と保健・医療・福祉の各機関が連携し、一体となって高齢者・障害者等を支える地域支援体制を確立するとともに、保健・医療情報の一元化が図れるよう努めます。
- 各地域の公共施設や道路、公営住宅等は、バリアフリー<sup>\*</sup>化を進め、高齢者や障害者、妊婦、子どもが安心して利用できるよう整備を推進します。

### ② あたたかい福祉の向上

少子高齢社会において、市民が幸せに暮らせるよう、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などの充実により、きめ細やかであたたかい福祉の向上を図ります。あわせて、相談体制を整備して生活困窮者の福祉や年金・国民健康保険など、社会保障の充実を図ります。

- 高齢者の健康づくりや生きがいづくりを支援するとともに、ボランティア活動、NPO<sup>\*</sup>活動や老人クラブへの支援を行います。
- 高齢者が住み慣れた地域や家庭で引き続き生活できるよう、介護保険による在宅サービスの充実を図るとともに、在宅介護サービスの基盤の充実に努めます。
- 在宅での生活が困難な高齢者のために、施設サービスの充実を図るとともに、介護保険施設の適正確保や施設福祉サービスの充実を図ります。
- 障害のある方が住み慣れた地域や家庭で自立した生活が送れるよう、相談・リハビリテーション<sup>\*</sup>体制や在宅福祉の充実を図るとともに、社会参加や雇用・就労を促進するなど、ニーズに応じた障害者福祉の充実に努めます。
- 子どもが心身ともに健やかに育つよう、保育サービスの充実や多様なニーズに対応した子育てのための支援体制を推進し、児童福祉の充実を図ります。
- すべての市民が安心して豊かな生活を送れるよう、社会保障制度の適切な運用や公的扶助の充実に努めます。

### ③ 生涯現役の健康づくり

健康増進計画を活用し、地域保健・地域医療など地域保健医療の充実、衛生事業の充実を図るとともに、スポーツ・レクリエーションの振興と普及により、市民が生き生きと元気に過ごせる生涯現役の健康づくりを推進します。

#### (ア) 地域保健医療

○市民一人ひとりが、生涯を通じて心身ともに健やかな生活が営めるよう、医療機関と密接に連携をとり、疾病を早期に発見・治療できる体制づくりや、市民の生涯にわたる健康管理や健康づくりを支援し、長寿社会を充実させるためのサポートができる医療体制を整備し、市民が安心して暮らせる地域保健・医療体制の充実を図ります。

○市民の救急ニーズに迅速かつ的確に対応するため、休日・夜間急病センターの充実や休日歯科診療事業への支援を行うとともに、後送体制の充実を図ります。また、医療機関や医師会の協力を得ながら、災害時にも迅速な対応ができるよう救急医療の充実を図るほか、市民に応急手当の普及・啓発を行います。

#### (イ) 衛生事業

○安全な市民生活の実現に向けて、食品衛生や環境衛生に対する意識高揚を図るとともに、安全な食品の提供や衛生的な生活環境を確保するため、食品・環境関係営業者の自主管理体制の整備や施設の監視指導業務を強化します。

○霊苑等については、市民及び来訪者に親しまれ、快適に利用できる環境整備を進めます。

#### (ウ) 健康づくり

○市民が心身ともに健康的な生活が送れるよう、スポーツ・レクリエーション活動の振興に努めるとともに、気軽に楽しめる施設の整備や健康増進とスポーツにおける競技力の向上を図るため、スポーツ・レクリエーション施設の整備を進めます。

○食生活が多様化する中で、安全で安心して健康的な食生活が送れるよう、地産地消としての生産者の顔が見え、安心感のある「食」を生かすなど、地域に根ざした食生活の見直しによる健康づくりを推進します。

#### ④ 安全・安心のまちづくり

防災体制の充実、災害に強い都市づくりによる総合的な防災対策の推進、常備・非常備消防体制、救急・救助体制及びライフライン\*の整備を図るとともに、交通安全・防犯活動の充実や交通事故・犯罪を防止するための環境を整備して、安全・安心のまちづくりを推進します。

- 風水害、地震など自然災害の想定をはじめ、災害予防対策や災害発生時の迅速かつ円滑な応急、復旧対策の実現を図るため、区域の拡大に対応する地域防災計画を推進します。
- 「自分たちのまちは自分でまもる」という地域や家庭での市民の防災意識を普及、啓発するため、防災学習施設の整備や防災教育を推進するとともに、自治会など地域の自発的・自主的な取り組みによる自主防災組織の育成に努め、地域防災力の充実に努めます。
- 災害応急体制の整備に努めるとともに、市域を越えた広域防災計画の推進や相互応援体制の強化を図ります。
- 市民生活の中に潜在する火災をはじめ複雑、多様化する災害を未然に防止し、被害を軽減するため、常備・非常備消防体制の整備や火災予防の推進を図ります。
- 救急救命士の養成や高規格救急車等、資機材の整備を図るとともに、医療機関との連携や、市民への救急手当についての普及啓発を図るなど救急業務の高度化を進めます。
- 警察や関係団体との連携を密にして、市民主導による安全で安心して暮らせる地域をつくるための活動を推進するとともに、市民が参画した地域安全総点検に基づく交通事故、犯罪を防止するための環境づくりを推進します。
- 交番等の設置、管轄区域については、一定の許認可事務や警察安全相談など、地域住民の生活利便性を考慮するよう関係機関に働きかけていきます。
- 河川の流下能力を高めて氾濫を防止するため、都市河川の整備や河川環境の整備を進めるなど総合的な治水の充実に努めます。
- 自然災害の未然防止とその被害を最小限に抑えるため、植林と森林保全を進めるとともに、治山治水対策や急傾斜地の崩壊防止対策など、自然環境の防災構造化を推進します。

【主要施策】市事業

施策名	事業名
① みんなにやさしい地域づくり	○福祉のまちづくり事業 ○公営住宅建替事業等
② あたたかい福祉の向上	○高齢者、障害者バス等優待乗車助成事業 ○養護老人ホーム施設設備整備 ○在宅介護支援センター整備促進・運営事業 ○保育所の整備事業 ○移動児童センター活動の充実
③ 生涯現役の健康づくり	○体育館改修事業 ○プール改修事業 ○保健センター等の整備事業 ○保健センター機能の充実
④ 安全・安心のまちづくり	○地域防災体制の推進 ○防災施設の充実 ○通信手段等の整備 ○公共施設の耐震対策の推進 ○耐震性防火水槽の整備 ○消防、救急救助拠点の整備 ○消防団施設・装備の充実 ○歩道整備事業 ○河川改修事業（再掲）

【主要施策】県事業

施策名	事業名
④ 安全・安心のまちづくり	○砂防事業 （香寺町須加院） ○ため池等整備事業 （七夕池、城ヶ谷池、才加西池、行重新池） ○環境防災林整備事業 ○森林土木効率化等技術開発モデル事業 （安富町安志） ○歩道整備事業 （一般国道 250 号、一般国道 312 号など）

### (3) 未来を担い文化を育むまちづくり

#### ① 生涯学習の充実

市民が生涯にわたり学べる生涯学習社会の形成を図るとともに、社会教育施設の充実や学習活動の機会の充実等による社会教育の振興を図り、長寿社会に対応して、市民が身近に学びたいものを学べ、生きがいを持てる生涯学習の充実を図ります。

○市民が生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習社会の実現を目指して、生涯学習の推進を図ります。

○市民の多様なニーズに応えるため、社会教育施設の充実を図るとともに、学習活動の機会を拡大させます。また、学習の成果を地域で生かすとともに、地域の人材の発掘と育成を行い、社会教育の一層の振興を図ります。

#### ② 学校教育等の充実とスポーツの振興

幼児教育の充実、小・中・高等学校教育の充実や現代的課題に対応する教育の推進など、個性ある学校教育の充実を図るとともに、青少年の健全育成、生涯スポーツの振興を図ります。あわせて、大学と地域・市民との交流など高等教育の推進を図ります。

○21世紀を担う子どもたちが、生涯学び続ける意欲や態度と時代の変化に的確に対応できる力を育てるため、家庭及び地域社会と連携して、心の教育を基盤とした「生きる力」を育む教育の実践と、知・徳・体の調和のとれた教育の展開を図ります。

○子どもたちがこころ豊かでたくましい青少年に育つよう、家庭教育の充実を支援し、地域ぐるみ、市民ぐるみで健全育成のための環境づくりを行います。また、青少年活動の活性化と社会参加を促進し、未来を担う子どもたちが生き生きと育つ、犯罪や非行のない明るい社会を目指します。

○市民が心身ともに健康な生活が送れるようにスポーツ活動の振興を図ります。また、平成18年（2006年）に開催されるのじぎく兵庫国体をはじめ、全国規模の競技大会を誘致、開催することにより、競技レベルの向上や市民のスポーツへの関心を高めます。

- 
- 複雑、多様化する社会経済情勢に適応できる人材の育成と、地域の学術文化の向上を目指して、既存大学の充実を促すとともに新たな教育機関の誘致を図ります。また、これらの大学が地域に開かれた大学となるため、大学の地域開放の促進を図るとともに、産官学の交流を促進します。
  - 合併による高等学校の学区の見直しについては、地域住民の意向を踏まえつつ、柔軟かつ迅速な対応を各関係機関に働きかけていきます。

### ③ 歴史と地域文化の継承と高揚

世界文化遺産・姫路城をはじめ、歴史と伝統に培われた多彩な地域文化を保存・継承し、その魅力を内外に情報発信するとともに、文化・芸術活動の振興、地域間の文化交流の促進や文化的伝統・文化財の継承・活用により、個性ある姫路文化の創造を図ります。

- 世界文化遺産・姫路城を生かした多様なまちづくりに取り組み、「世界城都・姫路」を内外に情報発信します。姫路城周辺は文化のシンボルゾーンとして位置づけ、史跡地内外において、文化があふれる環境整備を進めます。また、姫路城の保存・継承に力を注ぐとともに、城郭研究活動を充実します。
- 文化拠点の充実や新たな活動の場の創造などにより、市民の文化・芸術活動を一層振興します。内外との文化交流の促進や文化・芸術が育つ環境づくりに努めます。地域の歴史に育まれた文化を基礎にして新しい文化の創造を目指します。
- 市民共有の財産である地域の歴史や伝統文化、文化財の調査・研究と保存・継承及びその積極的な活用を努め、市民の郷土への愛着と誇りを育みます。
- 地域で育まれている文化や伝統は、新市における個性ある地域づくりとして積極的な活用を図り、その保存と継承に努めます。

### ④ 人権尊重のまちづくり

人権意識の高揚、地域交流の推進や生活環境の整備などの推進を図るとともに、男女共同参画の一層の促進など、すべての市民がお互いを思いやることのできる人権尊重のまちづくりを進めます。

- 人権意識を高め、あらゆる差別をなくしていくため、学校教育、社会教育、家庭教育などを通じた人権教育を展開するとともに、啓発活動を充実します。
- 人権教育を市民が相互に理解し促進するため、市民の意識啓発に取り組むと同時に、地域交流の推進、生活環境の整備など地域の実態に応じた対策を推進します。



○男女共同参画社会の実現を目指し、平等意識の一層の高揚、共同参加・参画の促進、健康支援や各種の福祉サービスの充実を図り、女性と男性がともに活発に社会参加できる環境づくりを進めます。

【主要施策】市事業

施策名	事業名
① 生涯学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公民館網の整備</li> <li>○図書館網の整備</li> <li>○学習活動・機会の充実</li> </ul>
② 学校教育等の充実とスポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談センター分室の整備</li> <li>○園舎、校舎等のリニューアルの推進</li> <li>○学校情報化の推進</li> <li>○スポーツ・レクリエーション施設の整備</li> <li>○スポーツ・レクリエーション活動の啓発と参加の推進</li> </ul>
③ 歴史と地域文化の継承と高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市史の編さんと古文書類の活用</li> <li>○歴史文化資源の保全・活用</li> </ul>
④ 人権尊重のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域交流の推進</li> </ul>

## (4) 産業の振興と活力あふれるまちづくり

### ① 産業・経済のさらなる振興

新市が播磨の中核都市として、西播磨テクノポリスとの連携を図り、さらに発展するために、工業の活性化、商業・サービス業の活性化、中小企業の体質強化による地域産業の活性化を図ります。また、都市型農業の推進や漁業の振興など地域の特性を生かした農林漁業の振興を図ります。さらに、雇用の促進、消費生活の保護・安定、生鮮食料品の安定供給を図り産業・経済の振興を図ります。

○新しい時代に対応する産業構造への変革を目指し、技術の高度化や製品の高付加価値化を進め、高度技術に立脚した工業の活性化を図ります。

○魅力ある商業空間の整備や特色ある商業集積の向上に取り組むなど、中心市街地を活性化します。また、質の高い商業・サービス業の振興を図り、商工会議所、商工会等関係団体と連携した経営基盤の強化など、中小企業の体質強化を支援します。

○消費者ニーズに対応した農産物の生産・供給を目指し、生産基盤の整備や農業経営の強化を促進するとともに、生活環境の観点からも都市型農業の推進を図ります。

○計画的な森林施業、林道の整備などにより生産性を高めるとともに、森林の持つ公益的機能の維持向上や、交流・体験学習ができる里山林の整備など多面的な活用を促進します。

○漁業経営の安定化を図るため、経営基盤の強化とあわせ、栽培漁業及び資源管理型漁業を一体として推進し、漁業の振興に努めます。

○人びとが生き生き働けるよう職業能力開発の支援、雇用機会の創出など雇用の促進・安定を図るとともに、勤労者福祉の充実に努め、良好な就労環境の整備を進めます。

### ② 明日を拓く新産業の創出と育成

大型放射光施設（S P r i n g - 8）を有する西播磨テクノポリスのポテンシャル\*を生かして、成長産業の育成と技術の高度化の推進による新産業の創出を図り、情報通信基盤の整備・充実などによる高度情報都市の構築を図るとともに、ベンチャービジネス\*やコミュニティビジネス\*など、明日を拓く新産業の創出・育成を図ります。

- 情報・通信、医療・福祉、環境など成長が期待される新規産業分野において、新製品・新技術の開発や新たな市場開拓などへの取り組みを支援し、ベンチャー企業<sup>\*</sup>やコミュニティビジネス<sup>\*</sup>などの起業・育成に向けての環境づくりを進めます。
- 市民の誰もが利用できる情報通信基盤として、CATV<sup>\*</sup>網の全市域への普及促進や地域に密着したきめ細かな情報を提供するコミュニティ放送<sup>\*</sup>の充実を図ります。
- 地域内の公共施設を高速・大容量で安全性に優れた光ファイバー回線<sup>\*</sup>などで相互に接続し、情報通信技術を活用した様々な行政サービスの基盤となる地域公共ネットワーク<sup>\*</sup>の整備に取り組みます。

### ③ 自然と歴史を生かした観光・交流型産業の創出

播磨地域が一体となって発展するよう、海・山等の自然資源や姫路城をはじめとする歴史遺産、さらに温泉や食文化など多様な観光資源を活用するとともに、国際会議や各種大会など、コンベンション<sup>\*</sup>機能の充実による観光・交流型産業の創出を図り、「行ってみたい」、「泊まってみたい」観光・交流都市を目指します。

- 新たな観光資源の開発やネットワーク化などによる魅力アップを図るとともに、観光関係者との連携を深めながら、観光客受け入れ体制の整備など、ホスピタリティ<sup>\*</sup>機能の充実に努め、国際観光都市・姫路の構築を目指します。
- 姫路城をはじめとする地域の観光資源を回遊性のある広域観光ルートで結び、文化の香り高い歴史景観整備を進めます。また、地域の資源・文化の活用によるシティセールス<sup>\*</sup>活動を展開するとともに、国際会議など各種大会の誘致、コンベンション<sup>\*</sup>機能の充実に努め、観光・交流型産業の創出を進めます。

### ④ 活力ある都心の形成と拠点の整備

西播磨テクノポリスの母都市として、高次都市機能の集積する播磨の中核都市にふさわしい都心の形成を図るとともに、従来の市内の拠点の整備にあわせ、旧町役場周辺を地域の拠点と位置づけ、多核分散型の活力ある都市を構築します。

- 播磨地域の社会、経済活動の中心地となっているJR姫路駅については、駅東部区間の高架切替えに引き続き、駅西部、播但線、姫新線の高架化を推進します。
- JR姫路駅周辺地区については、鉄道高架とあわせ、交差道路や高架側道、内々環状道路等を整備します。さらに高次都市機能の集積とともに、市街地再開発事業など土地の高度利用を促進し、播磨の発展の核としてふさわしい魅力と活力ある都心の形成を図ります。

- 
- 「播磨地方拠点都市地域」における拠点地区・業務拠点地区については、総合的な都市基盤の整備を進めるとともに、多様な都市機能の導入を進め新たな拠点の形成を図ります。
  - 旧町役場については、当分の間、地域事務所として活用を図り、その周辺部はコミュニティ<sup>\*</sup>・文化活動の地域振興拠点として充実整備を図るとともに、旧市域との連携交流を促進し個性豊かな地域づくりを進めます。

## ⑤ 総合的な交通体系の構築

新市の一体化の促進と広域・高速交通需要に対応するため、陸上・海上等の輸送機能の拡充を図るとともに、公共交通の充実、交通結節機能の拡充など総合的な交通体系の構築を図ります。

- 播磨の中核都市として、国土開発幹線自動車道の整備促進とともに、播磨臨海部を連絡する高規格道路網構想の推進に努め、市内幹線道路網との体系的な連携により、広域交通から生活交通までの総合的な道路交通の円滑化を図り、秩序ある市街地形成、良好な都市環境の創造を目指します。
- 鉄道輸送については、各線の運行本数の増加や電化・高速化、接続の改善など総合的な利便性の向上に努めます。
- 海上輸送については、船舶の大型化に対応した公共岸壁の整備や海上交通の円滑化を図るなど、特定重要港湾姫路港の海上輸送機能の強化を目指します。
- 市民の身近な足として、J R 姫路駅を中心に旧町からのアクセス<sup>\*</sup>機能を強化するため、環状・放射道路網の整備をはじめ、鉄道の利便性向上、きめ細かなバス路線網の整備促進を図ります。
- 鉄道駅での交通結節機能の充実を図るため、J R 駅や山陽電鉄駅などで基盤整備事業とあわせ、バスの乗入れを促進し鉄道との連携に努めます。
- 鉄道駅及び駅周辺の整備を行い、より広範囲の市民が利用しやすい環境整備を進めるとともに、旧町と都市部を結ぶ公共交通機関の利便性向上を推進します。
- バス輸送の定時性、信頼性の向上を図るため、バス優先レーン<sup>\*</sup>の拡充など走行環境の改善に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら、ノーマイカーデー<sup>\*</sup>やパークアンドライド<sup>\*</sup>等の導入検討を進め、公共交通機関への利用転換を促進します。
- 渋滞緩和や混雑路線の解消に向け、交通量の総量削減に努めるとともに、環境問題にも配慮した交通需要マネジメント<sup>\*</sup>施策に取り組むことにより、都市交通の高速性・定時性を確保し、地域内交流の促進と一体的な発展を図ります。

【主要施策】市事業

施策名	事業名
① 産業・経済のさらなる振興	○農業生産基盤の整備 ○都市型農業の推進 ○林業の振興
② 明日を拓く新産業の創出と育成	○高度情報都市の構築 ○CATV※施設の整備 ○新規産業分野の育成
③ 自然と歴史を生かした観光・交流型産業の創出	○道の駅の整備 ○観光情報拠点の整備
④ 活力ある都心の形成と拠点の整備	○都心部交流拠点の整備
⑤ 総合的な交通体系の構築	○公共交通の充実 ○鉄道駅周辺整備事業 ○交通結節機能の拡充

【主要施策】県事業

施策名	事業名
① 産業・経済のさらなる振興	○商店街活性化の推進
③ 自然と歴史を生かした観光・交流型産業の創出	○ひょうごツーリズムバス※の実施
④ 活力ある都心の形成と拠点の整備	○JR山陽本線等連続立体交差事業

## (5) 山・川・海を生かした豊かなまちづくり

### ① 自然環境の保全と総合的な整備

山・川・海などの自然環境を保全するとともに、市民が親しめるアメニティ\*豊かな空間としての整備を図ります。

- 山間部には、鹿ヶ壺をはじめとして緑豊かな自然が残っており、市民の貴重な財産として、その保全と活用に努めます。
- 森林・山地は、治山・治水、自然環境の保全、市民のやすらぎや憩いの場などとして機能を有していることから、積極的に保全に努めるとともに、自然保護にも十分配慮しつつ、市民が自然にふれあえる場としての活用を図ります。
- 河川は新市を貫く地域のシンボルでもあり、市川、林田川などの水質浄化とともに河川改修により、親水空間や河川敷を生かした公園・緑地等の整備を促進します。
- 自然の残された臨海部においては、人と海がふれあう場として、希少生物の保護観察や海辺の清掃活動などにより、市民の自然環境に対する意識の高揚を図ります。

### ② 自然を生かしたレクリエーション・交流の場づくり

山・川・海などの自然を生かしたレクリエーション施設の活用を図るとともに、市民がライフステージ\*に応じて、集い、憩い、交流し、楽しめるレクリエーション・交流の場づくりを推進します。

- 山間部などの豊かな緑、市川などの水辺、自然の残された臨海部においてレクリエーション施設、歩行者空間や散策道を整備し、健康づくりや交流の場として整備を推進します。
- 山間部の森林丘陵地については、自然とのふれあい、健康づくりや交流の場として保全活用を図り、市全体のネットワーク化を推進します。
- 中小の様々な河川において親水機能の向上を図るとともに、野生生物の良好な生息・生育環境に配慮した整備に努め、潤いある水辺の創出を図ります。

### ③ 環境と共生するまちづくり

山・川・海や田園、ため池など多様な自然的要素が多く残されており、これらを活用した海浜の整備、里山の保全やビオトープ\*づくりなど環境の保全と創出を図ります。また、資源・エネルギー対策の推進、廃棄物のリサイクルと適正処理による循環型社会の形成など、環境と共生するまちづくりを進めます。

- 造林や林地の保育・間伐、海浜の整備、里山の保全、水辺空間の創出、野生生物の生息空間のネットワーク化によるビオトープ\*の保全・創出を図り、生物多様性が維持された豊かな自然環境を保全し、市民が身近に野生生物と共生できる環境を目指します。
- 大気汚染、水質汚濁等の公害の防止については、監視体制の強化及び発生源対策を推進します。また、新たな環境問題としてクローズアップされているダイオキシン類\*等微量化学物質に関しては、削減指導や排出規制を推進するとともに、環境ホルモン\*等の未規制化学物質対策についても情報の収集、提供に努めます。
- 地球温暖化対策については、市民生活でのライフスタイル\*の見直し、環境にやさしい企業活動への取り組みの促進を図るとともに、市自らも事業者として、環境にやさしい行動を率先して実施し、二酸化炭素など温室効果ガス\*の排出量等の削減を推進します。
- 市民の積極的な環境保全創造活動を促進するため、環境マネジメントシステム\*を確立する等、多様な手法による情報提供や学習拠点の提供、公開講座や環境講座を開催するなど、すべての主体が様々な場において、ともに環境について考え、行動できるような仕組みづくりを一層推進します。
- 市民、事業者、行政がそれぞれの立場で役割と責任を果たすことにより、廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化など物質循環の健全化を推進するとともに、ごみの焼却処理など廃棄物を適正に処理できる体制を確保し、環境への負荷を軽減する循環型社会の形成を図ります。
- ごみの減量化については、製造・流通・販売などの各段階での削減や市民のごみを減らす消費行動などを啓発し、廃棄物の発生抑制を促進するとともに、分別排出の徹底や古紙類の集団回収などによるごみの再資源化を推進します。また、容器包装リサイクル法\*に基づく、プラスチック製容器包装とミックスペーパー\*のリサイクルを進めます。
- し尿処理については、くみ取り対象世帯数が減少し点在化傾向にあるため、下水道の整備とあわせ、収集体制と処理施設の見直しを進めます。

○環境美化対策については、幅広い美化キャンペーンの展開による環境美化意識の高揚や全市的な地域美化運動の促進、不法投棄の監視体制の強化などを推進します。

**【主要施策】市事業**

施策名	事業名
① 自然環境の保全と総合的な整備	○鹿ヶ壺周辺の整備 ○歴史的・自然的観光資源の保全・活用
② 自然を生かしたレクリエーション・交流の場づくり	○観光イベントの実施
③ 環境と共生するまちづくり	○資源循環型社会づくり事業 ○環境保全事業

**【主要施策】県事業**

施策名	事業名
③ 環境と共生するまちづくり	○ひょうごの森・川・海再生プランの普及啓発 ・ホタルの飼育事業 （香呂南小学校） ・河川の清掃活動 （香寺地域の実践活動団体）など



## (6) 連携と交流の輪が広がるまちづくり

### ① 国際交流・友好交流の推進

国際化の進展する中、市民が主役の国際交流、外国人市民とともに暮らすまちづくりや世界から人びとが集う国際交流都市を目指し、あわせて海外姉妹都市、国内姉妹都市等との交流を進めます。

- 人権意識の啓発や学校教育、社会教育において国際理解の充実を図り、異文化理解の推進に努めます。
- 国際交流センターを拠点として、国際交流・協力に関する情報提供や交流の場を提供し、市民が主役となる国際交流活動を産学と協同して推進します。
- 外国人市民が暮らしや水環境づくりや生活基盤の整備を進めるとともに、市民との交流を促進する体制の充実に努めます。
- 国際会議や国際イベントの誘致を図るとともに、海外への広報活動を推進し、国際化による観光振興や産業交流の促進を図ります。
- 姉妹都市等との交流や相互連携の発展を図るとともに、地域の歴史・文化資源を活用した、観光交流や体験学習交流の機会を高めるなど、市民の参加による交流活動を支援します。

### ② 広域連携と交流の推進

中核市連絡会の活動など都市間の広域連携体制づくり、西播磨市町長会や播磨地方拠点都市協議会、播磨中央広域行政協議会などの広域行政の一層の推進を図り、多様な交流が展開できる広域連携と交流の推進を図ります。

- 播磨地域における既存の圏域での広域行政の取り組みを推進するとともに、広域行政に対する各種要請に対応した広域連携体制の研究を行い、体制の充実・強化に努めます。
- 「播磨はひとつ」を基軸に、周辺市町と一体でイベントの共同開催や圏域内の公共施設の相互利用の促進など、共同事業の推進を図ります。

### ③ 地域の賑わいの創出

自治会など地域自治組織による活動、NPO\*やボランティアによる活動など地域でのイベントや朝市など多彩な行事により、市民が出会い、交流し、これらの輪がさらに広まる、地域の賑わいの場と機会の創出を推進します。また、これらの活動を企画・運営するリーダーの発掘、活動を支援していきます。

- 市民の多様な交流活動を促進するため、スポーツ、文化、経済等の交流機会の拡大を図ります。
- ボランティアやNPO\*等への支援や組織のネットワーク化により、市民の広域的な社会活動を支援します。
- 地域内のイベント・祭りや朝市など多彩な行事を中心に、新たなイベントなどを企画、開催することにより、地域の賑わいの創出とともに、連携・交流などを通じた市民の連帯感の醸成を図ります。

#### ④ 市民参画の推進と活動の支援

市民による自発的なまちづくりの促進や、市民の意見のまちづくりへの反映、市民に対する市政情報の的確な提供を図るなど、市民主役のまちづくりを進めるため、市民参画の推進と活動の支援を行います。

- 市民との対話方式による広聴活動の充実を図るとともに、各種審議会や懇話会等への市民参画を一層促進し、市民各層の意見をまちづくりに反映していきます。
- 市民のまちづくりへの意欲や自主的な活動を生かし、市民参加を促進するため、市民の提案や意見を総合的に受け付ける体制づくりとともに、手法や仕組みの検討を行います。
- まちづくりに対する市民意識の高揚を図るとともに、まちづくり団体の支援育成を行い、市民による自発的なまちづくり活動の促進を図り、特に姫路の顔である中心市街地の賑わい再生へ向け、各団体との協力を促進します。
- フォーラムの開催、地域課題を話し合う場などの設置を検討し、市民の積極的参画によるまちづくりを推進します。

#### 【主要施策】 市事業

施策名	事業名
① 国際交流・友好交流の推進	○国際化による観光、産業の振興 ○国際化に対応した都市機能の整備
② 広域連携と交流の推進	○多様な交流の展開 ○文化交流施設の充実・整備
③ 地域の賑わいの創出	○観光イベントの実施（再掲）
④ 市民参画の推進と活動の支援	○広聴活動の充実 ○政策形成過程での市民の参加促進 ○市民によるまちづくり手法の検討 ○広報活動の充実 ○市政情報の閲覧、提供機能の充実 ○コミュニティ*組織の育成

## (7) 信頼の都市経営の確立

### ① 地方分権の推進

国の政策に沿った中で、中長期的に政令指定都市移行を視野に入れ、市民と行政が手を携え知恵を出しあって、市民主役の個性豊かで活力あるまちづくりを進めます。自治能力、政策立案能力を高め、自己決定・自己責任の市政運営をより強固なものとし、市民サービスの向上を図るさらなる権限移譲と税財源の充実強化に努め、国の政策に沿った地方分権の機能を今回の市町合併の中で生かし、新市の経営姿勢を確立します。また、市町合併を究極の行政改革と認識して取り組み、地方分権の一層の推進を図ります。

### ② 行政運営の効率化と活性化

市民と行政のパートナーシップ※を確立するとともに、行政評価システムの活用により、市民サービスや行政活動の費用対効果を高め、限られた行政資源の有効活用、透明性の高い行政運営の実現を図ります。また、市民サービスの向上を目指し、行政の情報化を一層推進するとともに、市政全般にわたる行財政構造改革を推進し、事務事業の見直しや組織・人事管理の適正化、職員の人材育成や意識改革に努めるなど行政運営の効率化と活性化を図ります。

○情報通信技術の活用による行政サービスの一層の向上を目指し、内部情報システムの再構築とともに、行政手続きの電子化、統合型地理情報システムの整備を推進するなど、進歩の著しい先端技術や情報処理技術への対応、かつ市民の利便性向上を主眼に、「電子市役所※」の実現に向けた取り組みを進め、市の行政運営に生かします。

○個人情報や知的所有権の保護、情報セキュリティ対策を着実に実施しながら、情報通信システムの安全性や信頼性の向上に努めます。

### ③ 健全な財政運営

市税等の自主財源や国・県支出金の積極的な確保に努め、限られた財源の重点的・効率的配分を行います。また事務事業の見直しを進め、財政支出の効率化を図り、合理的な運営手法導入によって財政状況を的確に把握しながら健全な財政運営に努めます。

#### ④ 公共施設の的確な管理運営

旧役場の機能や公共施設については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう最大限に配慮し、地域の特殊性やバランス、さらに財政事情等を考慮しながら逐次統合・整備等を行うとともに、既存施設の有効利用と的確な管理運営を行って、きめ細かい行政サービスの提供実現に努めます。また、学校、幼稚園等その他の公共施設については、将来人口や地域特性を考慮して今後のあり方を検討します。

#### ⑤ 自立的運営保障の仕組みづくり

旧町が積み上げてきた地域住民と行政の信頼関係を維持するとともに、地域住民の意見を新市の施策に反映させるため、地域の実状に応じて、市民の意見を汲み取る機関としての地域審議会を設置し、その意向を尊重するなど自立的運営保障の仕組みづくりを推進します。

#### 【主要施策】市事業

施策名	事業名
① 地方分権の推進	○権限移譲の推進
② 行政運営の効率化と活性化	○電子市役所 <sup>※</sup> の構築
③ 健全な財政運営	○行財政基盤の確立
④ 公共施設の的確な管理運営	○地域事務所の整備 ○庁舎の整備
⑤ 自立的運営保障の仕組みづくり	○地域審議会等の設置

## VII 公共施設の適正配置と整備

教育や福祉をはじめとする各種公共サービスを提供する公共施設の統合整備については、合併の効果として期待されるものであり、旧町への適正配置や姫路市への統合整備を進める必要があります。

適正配置と整備にあたっては、市民生活に急激な影響を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性やバランス、利便性、さらには財政事情等を考慮しながら検討するものとします。また、既存の公共施設の有効利用・相互利用等を総合的に勘案し、財政運営の効率化を図りながらも市民サービスの低下を招かないよう配慮します。

新たな公共的施設の整備については、市民参画により、事業の必要性、効率性及び効果を十分に検討するとともに、既存の公共的施設の有効活用など効率的な整備に努めます。さらに、公共施設配備基準を定めるものについては、これに準拠するものとします。

旧町役場については、当分の間、「地域事務所」として存続するものとし、事務所の組織については、市民生活に急激な変化をきたさないよう配慮し、段階的に再編・見直しを行います。

## VIII 財政計画

この財政計画は、平成 17 年度から平成 32 年度までの合併年度及びこれに続く 15 年間について、普通会計、一般財源ベースにより歳入、歳出の項目ごとに、合併による影響を見込み作成したものです。(平成 25 年度までは決算ベース)

### 【歳入】

(単位：百万円)

年度 項目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
地方税	90,208	95,867	95,867	95,916	90,586	90,635	94,245	93,289
地方交付税	14,605	10,249	10,249	12,491	14,993	19,187	18,917	18,052
地方譲与税	3,686	5,282	1,746	1,691	1,591	1,555	1,534	1,487
交付金	10,203	10,390	8,369	8,061	7,801	7,536	7,173	6,719
財産収入	642	1,739	1,642	711	549	1,205	772	548
分担金及び負担金	3	2	1	1	0	0	1	1
使用料及び手数料	1,007	1,112	1,167	1,252	1,472	991	1,011	1,040
地方債	6,070	5,410	4,150	3,887	6,033	11,611	8,822	9,267
その他	12,199	2,835	5,748	4,261	5,338	8,354	487	4,241
歳入計	138,623	132,886	128,939	128,271	128,363	141,074	132,962	134,644

### 【歳出】

(単位：百万円)

年度 項目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
人件費	30,722	30,933	30,677	29,899	29,079	29,444	29,421	28,456
扶助費	9,720	10,724	10,863	11,380	12,172	13,864	14,174	15,164
公債費	18,116	18,477	18,534	19,436	19,186	19,752	20,285	19,872
投資的経費	19,100	17,334	14,343	16,262	13,948	18,190	18,532	15,314
物件費	17,547	16,308	16,383	16,298	15,977	16,394	16,449	16,330
補助費等	8,041	7,836	7,378	7,332	8,096	6,063	17,663	17,047
積立金	1,964	530	629	148	118	5,127	3,747	4,106
繰出金	24,404	23,401	23,793	24,014	23,829	26,380	11,719	12,233
その他	770	748	924	839	910	881	972	970
歳出計	130,384	126,291	123,524	125,608	123,315	136,095	132,962	129,492

【歳入】

(単位：百万円)

項目 \ 年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地方税	93,270	95,200	95,250	95,000	94,750	94,250	94,500	93,809
地方交付税	17,104	15,829	15,201	15,124	14,484	14,066	13,944	13,997
地方譲与税	1,423	1,382	1,327	1,327	1,327	1,327	1,327	1,327
交付金	7,434	7,580	10,053	10,082	11,201	12,502	12,502	12,501
財産収入	658	500	600	600	600	600	600	600
分担金及び負担金	1	1	1	1	1	1	1	1
使用料及び手数料	1,213	1,213	1,213	1,213	1,213	1,213	1,213	1,213
地方債	9,858	9,193	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
その他	5,662	7,176	4,806	4,422	2,895	2,204	2,898	4,183
歳入計	136,623	138,074	135,951	135,269	133,971	133,663	134,485	135,131

【歳出】

(単位：百万円)

項目 \ 年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
人件費	27,425	29,320	28,601	28,611	29,297	29,146	29,336	28,571
扶助費	15,264	15,771	16,268	16,530	16,784	16,954	17,128	17,297
公債費	20,882	20,106	18,606	19,301	17,103	17,094	17,160	18,336
投資的経費	17,475	20,300	20,300	20,300	20,300	18,800	18,800	18,800
物件費	16,541	17,308	17,436	17,415	17,677	17,761	18,126	18,141
補助費等	17,589	16,939	16,458	16,186	16,090	15,984	15,863	16,231
積立金	2,578	2,748	2,881	1,306	611	1,300	1,015	47
繰出金	12,253	12,661	13,706	14,007	14,531	15,087	15,567	16,218
その他	1,243	1,625	1,695	1,613	1,578	1,537	1,490	1,490
歳出計	131,250	136,778	135,951	135,269	133,971	133,663	134,485	135,131

## <作成に当たっての考え方>

### 【歳入】

#### ① 地方税

現行の税制度を基本に、今後の推計人口等を勘案し推計しています。

#### ② 地方交付税

現行の交付税制度に基づき、普通交付税の算定特例（合併算定替）、合併補正や人口推計を勘案して推計しています。

また、地方債の元利償還金に係る交付税措置については、既発債及び今後見込まれる合併特例債等の元利償還金の動向を反映しています。

#### ③ 地方譲与税

#### ④ 交付金

#### ⑤ 財産収入

#### ⑥ 分担金及び負担金

#### ⑦ 使用料及び手数料

上記③から⑦までは、過去の実績等を踏まえて推計しています。

#### ⑧ 地方債

現行の地方財政制度を基本に、臨時財政対策債を見込みます。

#### ⑨ その他

過去の実績等を踏まえて推計しています。

### 【歳出】

#### ① 人件費

行財政改革の一環として一般職員の削減と合併による特別職、各種委員会委員等や議会議員の減少による人件費削減効果を見込んで推計しています。

#### ② 扶助費

過去の実績及び推計人口を踏まえて推計しています。

#### ③ 公債費

既発債の償還予定額及び合併後の新市建設計画等に係る地方債（合併特例債含む。）の新たな借り入れに係る償還額を見込んで推計しています。



④ 投資的経費

新市建設計画の事業及びその他の普通建設事業を見込んで推計しています。

⑤ 物件費

合併による削減効果や行財政改革を見込んで推計しています。

⑥ 補助費等

過去の実績等を踏まえ推計しています。

⑦ 積立金

単年度収支の剰余金を積み立てています。

⑧ 繰出金

特別会計である国民健康保険事業、介護保険事業等の各事業計画や推計人口に基づき積算しています。

⑨ その他

維持補修費など過去の実績に基づき推計しています。

※財政計画は、歳入歳出の各項目別に、過去の決算・直近の決算見込みの状況や現在の財政制度等を勘案し、平成 26 年度から平成 32 年度の歳入・歳出について普通会計一般財源ベースで推計（合併年度から平成 25 年度は決算ベース）したものであり、個別の事業を積み上げて算出する単年度の予算とは、算出方法が異なるものです。また、事業費は概算であり、将来の社会経済情勢の変化等に伴い変動する場合があります。



## 參考資料

## IX 参考資料

### 参考－１ 具体的事業素案（県事業を除く）

#### （１）快適で魅力あるまちづくり

施策名	事業名	具体的事業
①機能的な都市構造の構築	○都市計画区域指定見直し業務 ○都市計画施設見直し業務	
②交通ネットワークの構築	○道路新設改良事業 幹線道路整備事業 生活道路整備事業  ○道路維持、修繕事業 橋りょう耐震化事業 道路防災事業 道路維持、修繕事業	道路改良事業 (都)川手線(広瀬)、(都)川手線(広瀬～犬飼)、(都)川手線(溝口)、町道中仁野中屋線、町道恒屋2号線、町道赤坂線、町道中央線、町道香寺西線、町道田野犬飼2号線(田野～犬飼)、町道田野犬飼線(中仁野～田野)、町道新錬金線(須加院～田野)、町道土師溝口線(土師～野田)、町道土師西前畑線、町道溝口ニュータウン15号線、町道広瀬公会堂線、町道犬飼東西線、町道中村線、町道中寺広瀬線、町道中村地蔵線、町道恒屋3号線、町道中道線、町道大森線、町道中仁野南北線、町道高尾線、町道広瀬東西線、町道香呂広瀬線、町道皮屋前線、町道天神の前線 南北幹線、町道朽原線、町道塩野3号線、狭戸12号線道路舗装、大石原線、安富ダム対岸道路線安全対策、大町橋取付道路、植塩河川道路、町道パーキングエリア線、長野団地線、町道パーキング西線、護持越線、塩野線、三森側道線、三坂北台線、林道東カニワ線、林道足谷線、末広東林道、カワラケ畑林道、湯ノ山重光林道、林道西カニワ線 橋りょう改良事業 大町橋・日動橋・大谷橋・藪下橋・瀬川橋 橋りょう耐震化事業 高砂橋・姫ヶ丘橋・藤ヶ台橋・西谷橋・中ノ橋・榎木橋・屋田橋・岩瀬橋・平田橋・菰原橋・新長野橋・末広橋・早柏橋・三森橋・横田橋・寺前橋・角屋橋・下坂橋・水尾橋・重光橋・長野橋・植塩橋側道橋
③快適な都市基盤の整備	○上水道の安定供給事業 浄水場の整備 配水管の整備 配水池の整備 水源用井戸整備	膜処理施設 マンガン施設整備事業 配水管整備
	○下水道の整備事業	下水道整備事業 集中処理区域(安富地区)の検討
	○土地区画整理事業	香寺町土師地区等
	○河川改修事業	滝谷川
④魅力ある都市空間の創出	○緑化の推進	
	○景観形成事業の推進	

(2) 健やかで安心して暮らせるまちづくり

施策名	事業名	具体的事業
①みんなにやさしい地域づくり	○福祉のまちづくり事業	福祉のまちづくり事業の推進
	○公営住宅建替事業等	公営住宅の建替え（香寺） 公営住宅の改善等 公営住宅等関連事業推進事業 ストック総合活用計画の推進 住宅マスタープランの推進
②あたたかい福祉の向上	○高齢者、障害者バス等優待乗車助成事業	高齢者、障害者バス等優待乗車助成事業の充実
	○養護老人ホーム施設設備整備	
	○在宅介護支援センター整備促進・運営事業	在宅介護支援センター事業の充実
	○保育所の整備事業	中寺、香呂保育所（香寺）及び南保育所（安富）の改築 北保育所、西保育所外壁等改修（安富）
	○移動児童センター活動の充実	移動児童センター事業の拡充
③生涯現役の健康づくり	○体育館改修事業	公立体育館（香寺、安富）の改修
	○プール改修事業	室内プール（香寺プール、B&Gプール）の改修
	○保健センター等の整備事業	健康福祉センター耐震改修工事（香寺）
	○保健センター機能の充実	健康福祉センターの機器類整備（香寺）
④安全・安心のまちづくり	○地域防災体制の推進	防災会議の開催、地域防災計画の見直し、地区防災カルテの作成、ハザードマップの作成、防災ハンドブックの作成
	○防災施設の充実	（仮称）防災センターの建設 防災倉庫設置（香寺・安富）
	○通信手段等の整備	消防、救急無線の整備とデジタル化、防災行政無線の整備
	○公共施設の耐震対策の推進	学校施設 香寺中（校舎）、中寺小（校舎）、香呂小（校舎）、 香呂南小（校舎）、安富中（校舎） その他公共施設の耐震補強事業 健康福祉センター、公立体育館（香寺、安富地区）
	○耐震性防火水槽の整備	耐震性防火水槽（40t）の整備
	○消防、救急救助拠点の整備	消防出張所の整備
	○消防団施設・装備の充実	消防団車庫等の整備（香寺・安富地区）
	○歩道整備事業	姫ヶ丘1号線道路改良事業
	○河川改修事業（再掲）	滝谷川

(3) 未来を担い文化を育むまちづくり

施策名	事業名	具体的事業
①生涯学習の充実	○公民館網の整備	市立公民館の建設・改修 (センター中寺の改修・安富北部地域・地域事務所の改修等)
	○図書館網の整備	
	○学習活動・機会の充実	女性セミナー 丸山大学(好古学園大学校に統合して実施) 子育て学習活動
②学校教育等の充実とスポーツの振興	○教育相談センター分室の整備	教育相談センター分室の整備
	○園舎、校舎等のリニューアルの推進	小中学校大規模改修事業 香寺中校舎、中寺小校舎、香呂小校舎、香呂南小校舎、安富中校舎、北小校舎 屋内運動場の大規模改修事業等 香寺中体育館、中寺小体育館、香呂小体育館、安富中体育館、安富北小体育館 水泳プール・剣道場の整備(安富中) 幼稚園の改築 香呂、中寺幼稚園
	○学校情報化の推進	学校へのコンピュータ設置 (小、中学校にコンピュータを教材用として配備)
	○スポーツ・レクリエーション施設の整備	室内プール(香寺プール、B&Gプール)の改修 公立体育館(香寺、安富)の改修 グラウンド・テニスコート等の改修
	○スポーツ・レクリエーション活動の啓発と参加の推進	ロードレース大会・マラソン大会の開催
③歴史と地域文化の継承と高揚	○市史の編さんと古文書類の活用	旧町史編集事業
	○歴史文化資源の保全・活用	建造物保存事業
④人権尊重のまちづくり	○地域交流の推進	隣保館の建替え 集会所の改築

(4) 産業の振興と活力あふれるまちづくり

施策名	事業名	具体的事業
①産業・経済のさらなる振興	○農業生産基盤の整備	
	○都市型農業の推進	ため池等整備事業(練金下池、西ノ奥池) 農業農村整備事業
	○林業の振興	林道整備事業 山林地籍調査事業(安富)
②明日を拓く新産業の創出と育成	○高度情報都市の構築	地域公共ネットワークの整備
	○CATV施設の整備	CATV施設整備促進事業
	○新規産業分野の育成	ゆず加工施設整備
③自然と歴史を生かした観光・交流型産業の創出	○道の駅の整備	道の駅整備事業
	○観光情報拠点の整備	
④活力ある都心の形成と拠点の整備	○都心部交流拠点の整備	
⑤総合的な交通体系の構築	○公共交通の充実	
	○鉄道駅周辺整備事業	香呂駅及び駅周辺整備 (駅出入り口の複数化、駅前ロータリー、駐車場等) 溝口駅及び駅周辺整備 (駅出入り口の複数化、駅前ロータリー、駐車場等)
	○交通結節機能の拡充	

(5) 山・川・海を生かした豊かなまちづくり

施策名	事業名	具体的事業
①自然環境の保全と総合的な整備	○鹿ヶ壺周辺の整備	鹿ヶ壺周辺整備事業
	○歴史的・自然的観光資源の保全・活用	道の駅整備事業（再掲） 河川環境整備事業（恒屋川・滝谷川）
②自然を生かしたレクリエーション・交流の場づくり	○観光イベントの実施	夏まつり事業（香寺） あじさいまつり（安富） 森と湖の旬間事業（安富ダム祭り）
③環境と共生するまちづくり	○資源循環型社会づくり事業	
	○環境保全事業	

(6) 連携と交流の輪が広がるまちづくり

施策名	事業名	具体的事業
①国際交流・友好交流の推進	○国際化による観光、産業の振興	
	○国際化に対応した都市機能の整備	
②広域連携と交流の推進	○多様な交流の展開	地域文化祭等の充実
	○文化交流施設の充実・整備	健康福祉センターホール改修工事
③地域の賑わいの創出	○観光イベントの実施（再掲）	夏まつり事業（香寺） あじさいまつり（安富）
④市民参画の推進と活動の支援	○広聴活動の充実	「市民アイデアポスト」等による一般広聴活動の充実 対話型広聴活動の展開
	○政策形成過程での市民の参加促進	市民意見提出手続（パブリック・コメント手続）制度を活用した市民意見の反映 審議会、懇話会等への市民公募制度の指針策定・運用
	○市民によるまちづくり手法の検討	ワークショップ等まちづくり手法の検討 参画と協働の枠組みの確立
	○広報活動の充実	「広報ひめじ」等による広報活動の充実 インターネットによる情報提供
	○市政情報の閲覧、提供機能の充実	出前講座の実施 市政情報の共有化
	○コミュニティ組織の育成	地域夢プラン推進事業

(7) 信頼の都市経営の確立

施策名	事業名	具体的事業
①地方分権の推進	○権限移譲の推進	
②行政運営の効率化と活性化	○電子市役所の構築	電子申請システムの整備、総合行政ネットワークの活用、庁内通信ネットワークシステムの拡充、新財務会計システムの構築、文書管理システムの構築、公共施設案内・予約システムの構築、電子入札システムの整備、電子申告システムの整備、戸籍総合システムの整備、統合型地理情報システムの整備
③健全な財政運営	○行財政基盤の確立	
④公共施設の的確な管理運営	○地域事務所の整備	旧市町庁舎改修事業
	○庁舎の整備	拠点施設整備
⑤自立的運営保障の仕組みづくり	○地域審議会等の設置	

## 参考－２ 策定組織

### 姫路地域法定合併協議会新市建設計画策定小委員会規程

#### (設置)

第1条 姫路市、香寺町及び安富町（以下「関係市町」という。）との合併後の新市の建設計画を策定するため、姫路地域法定合併協議会規約（以下「規約」という。）第13条の規定に基づき、姫路地域法定合併協議会（以下「協議会」という。）に新市建設計画策定小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 小委員会は、協議会から付託された新市の建設計画の策定に関し、必要な調査、審議等を行うものとする。

#### (組織)

第3条 小委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 関係市町の議会議員
- (2) 関係市町の長が協議して定めた公共的団体等の役員
- (3) 関係市町の長が協議して定めた学識経験を有する者
- (4) 関係市町の長がそれぞれ指名する関係市町の職員

2 前項に掲げるもののほか、必要に応じて公募により選任された者及び関係市町の長が協議して定めた者を委員に加えることができる。

3 前2項の委員は、協議会の会長が委嘱する。

#### (役員)

第4条 小委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

#### (役員の仕事)

第5条 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、最初に開催する会議は、会長が招集する。



- 2 小委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 小委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、小委員会の協議経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第9条 小委員会の庶務は、規約第15条第1項に規定する事務局において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員の報酬及び費用弁償については、姫路地域法定合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成16年4月5日制定）を準用する。

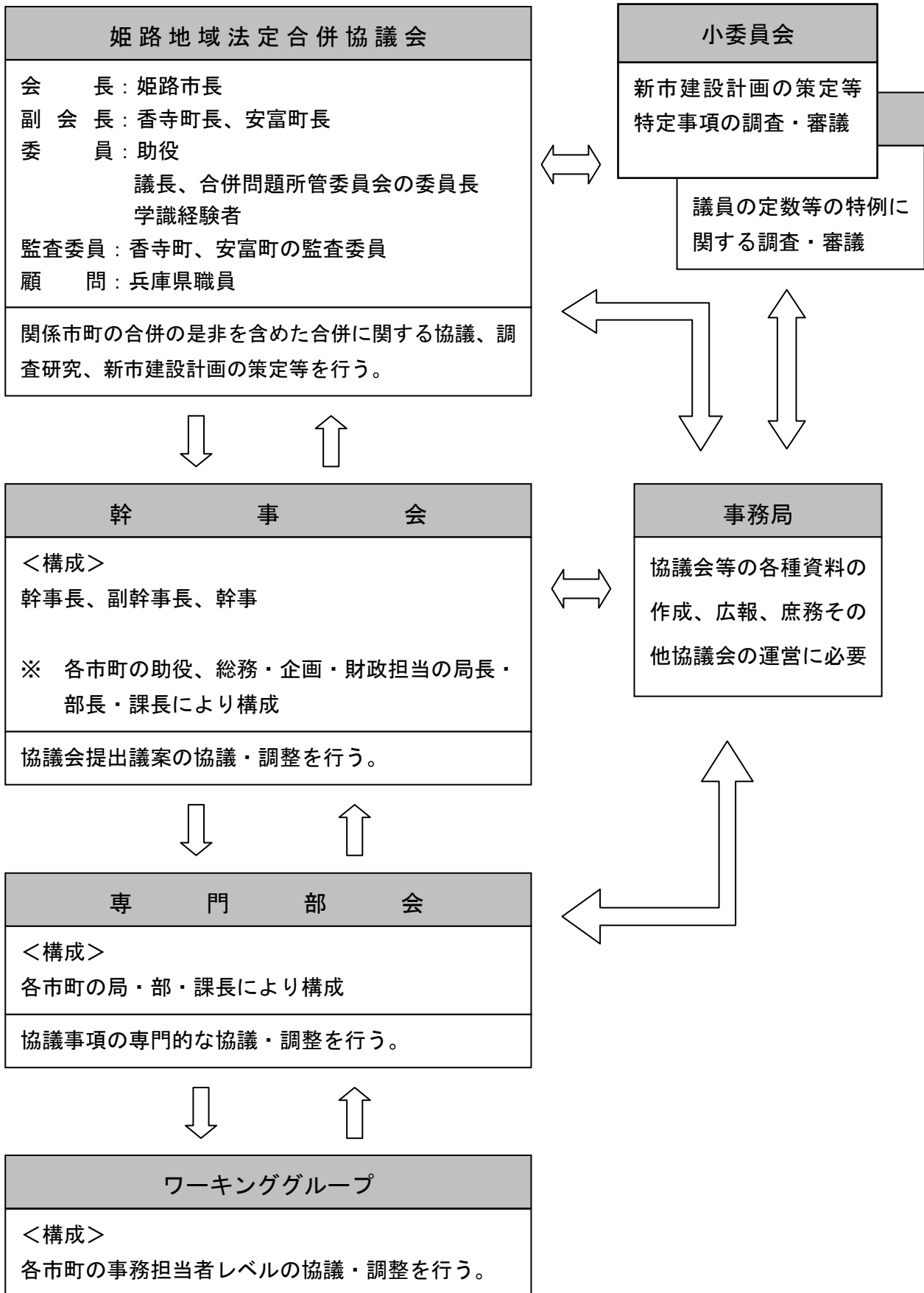
(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月5日から施行する。

# 組 織 図



### 参考－３ 策定経過

開催日・場所	会議名 小委員会の主な協議内容
平成16年4月 5日(月) 午前10時から 姫路キャッスルホテル 3階 錦の間	第1回 合併協議会
平成16年4月15日(木) 午後1時30分から 姫路市役所 10階 第4会議室	第1回 新市建設計画策定小委員会 ・委員長、副委員長の選任 ・新市建設計画の策定方針について ・新市建設計画の構成案について ・新市建設計画策定スケジュールについて
平成16年4月27日(火) 午前10時から 姫路キャッスルホテル 3階 錦の間	第2回 合併協議会
平成16年5月13日(木) 午前10時から イーグレ姫路 4階 国際交流センター セミナー室 C, D	第2回 新市建設計画策定小委員会 ・新市建設計画(事務局案)について ・事業の選定について
平成16年5月28日(金) 午前10時から 香寺町役場 2階 会議室	第3回 合併協議会
平成16年6月 3日(木) 午前10時から 姫路市役所 10階 第2会議室	第3回 新市建設計画策定小委員会 ・新市建設計画(案)について
平成16年6月24日(木) 午後2時30分から ホテルサンガーデン姫路 3階 光琳の間	第4回 合併協議会
平成16年7月12日(月) 午前10時から 安富地域総合センター 2階 多目的ホール	第5回 合併協議会
平成16年7月15日(木) 午後2時から 姫路市役所 10階 第5会議室	第4回 新市建設計画策定小委員会 ・新市建設計画(案)について
平成16年8月12日(木) 午前10時から 姫路市役所 10階 第2会議室	第5回 新市建設計画策定小委員会 ・新市建設計画(案)について
平成16年8月25日(水) 午前10時から ホテルサンガーデン姫路 3階 光琳の間	第6回 合併協議会
平成16年9月9日(木) 午前10時から 姫路市役所 10階 第2会議室	第6回 新市建設計画策定小委員会 ・新市建設計画(案)について
平成16年10月8日(水) 午前10時から 姫路キャッスルホテル 3階 錦の間	第7回 合併協議会
平成16年10月18日(木) 午後1時から 姫路市自治福祉会館 1階 会議室	第7回 新市建設計画策定小委員会 ・新市建設計画(案)について
平成16年11月4日(木) 午前10時から 姫路キャッスルホテル 3階 錦の間	第8回 合併協議会

## 参考－４ 委員名簿

種 別	市町名	役 職	氏 名
市町の議会議員	姫路市	副議長	小椋 庄司
	香寺町	副議長	藤花 良道
	安富町	市町合併調査特別委員会副委員長	広岡 一紀
市町が定める公共的団体の役員	姫路市	連合自治会副会長	(多田 收) ~H16. 6. 3 玉田 勤 H16. 7. 15~
		商工会議所広域連携推進委員会副委員長	渡邊 孝一郎
	香寺町	区長会副会長	田中 稔郎
		商工会会長	(清瀬 浩) ~H16. 5. 12
		商工会副会長	常陰 修 H16. 5. 13~
	安富町	区長会副会長	塚本 敦
		婦人会会長	上田 美栄子
		商工会会長	北村 正和
	学識経験を有する者		兵庫県立大学教授
		大阪大学大学院工学研究科助手 (学内講師)	岡 絵理子 H16. 7. 15~
公募により選任された者	姫路市		徳永 裕明
	香寺町		藤尾 孝
市町長が推薦する市町の職員	姫路市	企画局長	大前 信也
	香寺町	企画財政課長	甘蔗 正博
	安富町	企画課長	吉田 喜八郎

※( )内の氏名は前任者

## 参考－5 用語説明

用語	説明	掲載ページ
アクセス	接近。または近づく方法。	9, 22, 23, 24, 27, 28, 40
アメニティ	快適性、快適環境のことで、一般的には、「住み心地の良さ」「生活環境の快適さ」の意として使われる。	23, 24, 42
オープンスペース	都市内で、公園・広場などのゆとりのある空間。	29
温室効果ガス	太陽から入射線を比較的容易に通過させ、逆に地球からの放射熱をなかなか通さず、地表に再放射し、温室のように地球を暖める二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなどのガスのこと。	43
環境ホルモン	動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質。	43
環境マネジメントシステム	企業などが法令などの規制基準を遵守することにとどまらず、自主積極的に環境保全のための行動をとるため、環境保全に関する方針、目標、計画などを定め、これを実行・記録し、その実施状況を点検して方針を見直すという一連の手続きのこと。	43
公営住宅ストック	ストックとは、地域内に蓄積している“モノのこと”で、公営住宅ストックとは既存の公営住宅のこと	28
交通需要マネジメント	道路交通混雑の解消・緩和を図ることを目的に、自動車を含む各種交通機関の輸送効率の向上や交通量の時間的平準化など需要の調整を図る施策の総称。パークアンドライド、自動車の相乗りの促進、時差出勤、フレックスタイムの導入促進などもその例。	40
コミュニティ	地域社会、共同生活体のことで、市民が自主性と責任に基づいて、地域で共同し、より良い生活条件や社会環境を実現するための組織。	14, 28, 31, 40, 46
コミュニティビジネス	地域にあるもの（人材、ノウハウ、技術、物）を生かして、地域に密着した問題を地域住民が主体となって取り組み、ビジネスとして成立させていく事業活動のことをいう。営利企業の形態で行う場合もあるが、NPOとして行う場合も数多くある。	38, 39
コミュニティ放送	市町村内の中心地、余暇活動の拠点等の一定の地域を放送対象地域とし、地域に密着した多種多様な情報を提供する超短波放送。	39
コンベンション	会議、大会など人、もの、情報などの交流の場。	39
シティセールス	観光、文化、経済環境などをはじめとする都市の魅力や企業立地環境等の都市機能を積極的にPRすること。	39
ゾーニング	地域の位置づけや役割分担を区分けすること。	12

用語	説明	掲載ページ
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンソフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、コプラナー-ポリ塩化ビフェニルの総称。猛毒で発ガン性や催奇形性が高い。	43
高規格道路	全国レベルの高規格幹線道路網と一体となって高速交通体系を築き、地域相互の交流促進・連携強化を図る規格の高い道路のこと。	27
地域公共ネットワーク	教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るため、役場、学校、図書館、公民館等を接続する情報通信ネットワークで、公共施設で市民が行政情報の入手、公共施設の予約、届出・申請の手続、遠隔医療、遠隔介護などの高度な公共サービスを利用することが可能となる。	39
電子市役所	申請・届出等の行政手続きをインターネットを通じて行うことを可能にするなど、市役所における高度に情報化された行政の実現を図るもの。	47, 48
トレンド	流行や経済変動の動向などのこと。世論や情勢などでは、動向・大勢・趨勢・傾向をさす。	17
ノーマイカーデー	事業者や行政単位で、毎月あるいは毎週、日を決めて、自動車の利用を控えて公共交通機関を利用することにより、渋滞緩和、燃料の節約、環境意識の向上に貢献しようとする取り組み。	40
バイパス	基幹道路の交通の渋滞を緩和するため、混雑した市街地を迂回して設けられる道路のこと。迂回道路。	7, 10
パークアンドライド	都心部への車両の流入を抑制するため、周辺部の鉄道駅付近に駐車場を設け、利用者がそこで鉄道に乗り換えて目的地へ向かうシステム。	40
バス優先レーン	路線バスなどが他の車両に優先して使用する車線。	40
パートナーシップ	市民、事業者、行政が、共通の目的のために、資金、労力、技術等、様々な資源を出し合って行うまちづくりを意味する。	47
バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上での障壁を取り除くこと。もともとは、段差解消などのハード面の色彩が強いが、広義には障害のある人の社会参加を困難にする障害の除去（ソフト面の社会的、制度的、心理的な障害）を含む。	31
ビオトープ	ドイツ語で「野生生物の生息空間（場所）」を意味する。主に生態学で使われていたが、ドイツなどでの多数種の動植物の共同体である生物群集全体の生息空間を保全・育成する取り組みを通じて環境の分野や一般の間で注目を集めるようになった。	42, 43
光ファイバー回線	一般的な通信回線は電気信号を使ってデータを転送するが、光ファイバーは電気信号ではなく、光の点滅を使ってデータの転送を行っているため、電気信号を使った通信回線よりも非常に高速に通信できることが特徴。	39
ひょうごツーリズムバス	兵庫県外から団体に貸切バスを使い、兵庫県の観光施設や産業施設、観光農園・そば打ち・木工などの体験施設、環境衛生施設や森林公園などの自然・環境について考える施設などを旅行する場合、バス代割引が受けられる事業。	41

用語	説明	掲載ページ
ベンチャー企業	高度な技術や専門性を生かして、リスクを負いながらも、創造的な新事業を展開する中小企業。	39
ベンチャービジネス	明確な定義は存在ないが、一般には、「独創性・新規性・革新性の高い技術、製品、サービス、経営システムを導入することにより、新しい市場を開拓して急成長する事業や企業」として理解されている。	38
ホスピタリティ	訪問者を丁重にもてなすこと。	39
ポテンシャル	潜在能力、潜在的な発展の可能性。	19, 38
ホームヘルパー	身体上または、精神上的の障害にあって、日常生活を営むのに支障がある老人またはその家族に介護サービス、家事援助サービスを提供するとともに、相談、助言を行う職種。	31
ミックスペーパー	シュレッターくずやカタログ、感熱紙やカーボン紙などを含む雑古紙（市中回収古紙）のこと。従来は再生紙に利用されにくかったが、環境保護活動の高まりや設備等の環境の整備が進み、再生資源としての利用が増え、様々な製品にリサイクルされている。	43
ユニバーサルデザイン	バリアフリーはもともとあった障壁を取り除くことを目指していたのに対し、ユニバーサルデザインはバリアフリーをさらに進めて、障害のある人のみを特別に対象とするのではなく、最初からすべての人に使いやすいように配慮されたデザインをいう。	31
容器包装リサイクル法	正式には、「容器包装に係る分別収集及び再商品化促進等に関する法律」。1997年度より施行されたもので、家庭から排出される都市ごみの6割（容積比）を占める容器包装廃棄物について消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者が再商品化する効果的なリサイクルシステムの確立を目指すもの。	43
ライフスタイル	個人や集団の生き方。単なる生活様式を超えて、その人らしさを示す際に用いられる。	43
ライフステージ	幼年期・少年期・青年期・壮年期・老人期など、人の一生を身体的、精神的な発達の段階に応じて区分した各段階。	42
ライフライン	電気、水道、ガス、通信、輸送など供給処理系、情報通信系、交通系の都市基盤機能で、都市生活を営む上で不可欠な生命線（Life Line）のこと。	28, 33
リハビリテーション	事故や病気などによる後遺症をもつ人などに、最大限の機能回復と社会生活への復帰を目指して行われる総合的な治療と訓練のこと。	31
CATV	電波でなくケーブル（通信線）を利用してテレビ番組を送信するシステム、またはサービスのこと。通信回線を使用するため、回線容量の大きいケーブルを導入すると数十チャンネル、数百チャンネルの放送が可能になる。	39, 41
NPO	Non Profit Organization の略。組織として活動し、公益的なサービスを提供する民間の非営利組織。	11, 31, 45, 46